

大川市議会第5回定例会会議録

平成20年12月4日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	古賀龍彦	10番	中村博満
2番	箴島かおる	11番	福永寛
3番	平木一朗	12番	石橋正毫
4番	吉川一寿	13番	神野恒彦
5番	石橋忠敏	14番	古賀勝久
6番	今村幸稔	15番	古賀光子
7番	中村武彦	16番	川野栄美子
8番	井口嘉生	17番	山田廣登
9番	岡秀昭	18番	佐藤操

欠席議員

なし

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治				
副市	長	西茂己				
教	育	長	石橋良知			
会	計	管	理	者	武下博子	
(兼)	会	計	課	長		
消	防	長	柿添新一			
(兼)	警	防	課	長		
人	事	秘	書	課	長	古賀良成
総	務	課	長	酒見隆司		

企 画 課 長	古 賀 文 博
税 務 課 長	古 賀 重 敏
イ ン テ リ ア 課 長	志 岐 良 行
農 業 水 産 課 長	木 下 修 二
(併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	
国 県 事 業 推 進 室 長	今 村 辰 雄
上 下 水 道 課 長	川 野 徳 秀
学 校 教 育 課 長	鐘 ケ 江 謙
監 査 事 務 局 長	古 賀 憲 二
(併) 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	

3 . 本 議 会 の 書 記 は 次 の と お り で あ る 。

議 会 事 務 局 長	岡 啓 介
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記	仁 田 原 敏 雄

4 . 付 議 事 件

1 . 一 般 質 問

1 . 追 加 議 案 の 上 程

議案第67号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 平成20年度大川市一般会計補正予算

議案第69号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算

1 . 提 案 理 由 の 説 明

5 . 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	17	山 田 廣 登	1 . 新型インフルエンザについて 2 . 花宗川の強制排水について 3 . 農業対策について
2	1	古 賀 龍 彦	1 . 防災センターについて
3	12	石 橋 正 毫	1 . 有明海沿岸道路の開通と大川市の活性化について
4	6	今 村 幸 稔	1 . 入札制度について 2 . ふるさと納税について
5	16	川 野 栄美子	1 . インテリア産業の先見性について 2 . 保幼小中の連携教育について
6	4	吉 川 一 寿	1 . 産業の将来の展望について

午前9時 開議

議長（井口嘉生君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、これから一般質問を行います。この際お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いいたします。思いますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどをお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、17番山田廣登君。

17番（山田廣登君）（登壇）

おはようございます。久しぶりに第1番目に登壇させていただきました議席番号17番の山田廣登でございます。

きょうはここに通告しておりますとおり、まず第1番に新型インフルエンザということについて、それから、2番目に花宗川の強制排水について、この関連というようなことです。

それから、3番目については農業対策について、これはイグサ、イ製品を主に取り上げてまいりたいと思っております。そういうことで、今から質問をさせていただきます。

私が覚えておりますのは、2年ぐらい前だったと思いますけど、「パンデミック」というような映画が来ましたので、見に行ったわけでございます。その映画を見て、非常に驚きました。本当にですね。これが近年、非常に叫ばれておりますが、皆さん方も御存じのように、まだ記憶にあると思いますが、我が国においても鶏が次から次に死にまして、そして、非常に防御マスクをした、厳重な警戒をした人たちがみんな薬をまいていたというような、そして、鶏が次々に死んでいって、何十羽、何十万羽というような鶏を燃やしてしまった、焼き捨ててしまったというような事件がございましたが、あれがまず最初ごろの状況なんですね。

ちょっといろいろ調べてみますと、大体このインフルエンザの新型とかが出るときは、大体豚が最初にいろいろそういうふうな菌を持っているようでございますが、幸いなことに豚は自分は強い、そういうものに強いということで、それが鳥にやっぱりうつるような模様ですね。私がいりいり知っておる限りではそういうことです。

その鳥にうつりますと、例えば、最初、鶏にうつるとは限っておりません。例えば、いろんなハトとか野バトとか、それからカラスなどもでしょうけど、いろんなその鳥にうつるといことで、例えば、飛来してくるような鳥はやっぱり持ってくるわけですね、その菌を。そういうことで、恐らくこの前の大騒ぎがあったんじゃないかと、そういうふうに思っております。

私が見ましたこの映画は、それよりももう一步も二歩も進んでおりまして、鳥から人にうつるといような段階がありますね。それは何かというと、もう何百人が実際アジアのほうで、世界じゅうであっておりますが、この間から近々のニュースによりますと、まだ近いときにアジアのほうで17人ぐらい、いろいろうつったり、いろんな方が亡くなったりしております。

そういうことで、やっぱり非常に怖い病気ですね。一番大量に人が死ぬということは、こういうふうな感染症ですね、感染症、これも立派な感染ですから、それともう1つは戦争です。そういったことが一番大量に人が死ぬということになります。このインフルエンザというのは、どれだけ死ぬかわからんというような怖さがあるわけですね。

例えば、いろんな学者の話を聞いていきますと、大体、日本で64万人ぐらい死ぬんじゃないな

いかというようなことを言われておりましたけど、最近、そんな数じゃないんじゃないか、もっと多くひょっとしたら犠牲者が出るんじゃないかというような非常に怖い病気です。それで、これが次の段階に行きますと、鶏から人にうつる。それから、最後に人から人にうつるようになったときがやっぱり大変なことなんですね。パンデミック、大量感染といいますが、そういうことだと思います。

それで、私が見ました映画は、ある男性がアジアのほうに行って帰ってくるわけです。そしたら、その男性は自分が感染しておるということは知らんわけですね。知らんで戻っている。そして、ある小島に遊びに行きましてやっておりましたところが、ちょうど期限が来て、もう発熱をして、そこで死んでしまうというような状況なんですよ。そして、その方は船の中で死んでおられるわけですね。船の中で死んでおられますと、遊ぶようなボートみたいなところで死んでおられますから、若い者が今度は2人、都会から島に遊びに来て、知らんでその島に、その浜辺に流れ着いておる船に行って、いろいろしよるわけです。そうしたら、そこでまず死んでおるということは知らんでさわりよるわけですね。そういうことでしょって、自分たちもその時点で感染するわけですよ。しかし、それも知らんわけですね。知りません。

それで、その2人の青年が今度は都会に帰るわけですよ。帰っていくと、その帰る途中とか、帰ってからとか、いろんなところでみんなにうつしていきよるわけですね。それもわからんわけです。そして、そのうちにおかしい、おかしいということで、いろんな方が騒ぎ始めまして、これはただの風邪じゃない、死人が出たということで非常に騒いでいったというようなことをですね、主にそういうふうな事件でしたが、最終的には何十日かの後に終結して終わりましたけど、それまでに数多くの、相当の数の人が感染したり、亡くなったというような映画でした。

それを見まして今度思いますのは、学者などとか研究者の話を聞きよりますと、やっぱり新型インフルエンザというのは、いつ起きてもおかしくないような状況になってきているというようなことだそうです。それで、一番私たちが知って、記憶に少しありますのが、スペインのスペイン風邪といいますかね、あれと、それからアジア風邪ですね。それから近い、このごろありました香港風邪ですか、ああいったものが出てきておりますが、今度のは全くそれらと違うのが出てくるんじゃないかということで、全くその薬がないと。まず怖いのは薬がないということですから、助かりようがないということですね。今、タミフルとかいる

いろいろありますが、ああいうのは少しは効くようですが、それはまだ全然わからんわけですね。そういうことで、非常に怖い病気だなというふうに思っております。

それで、こういうふうなものがもしですよ、もし万が一、これはもう出ないに限りますが、もし万が一、我々のこの大川市にももし何かあった場合、1人でも感染者が出たような場合に当然考えられますのは、やっぱり保育園から大学までの学校関係のいろんな対処でしょう。そういったこととか、それから、やっぱりそういうときに一番関係していきますのが、やっぱりいろんな、ここにも書いてありますが、出しておりますが、当局、市ですね、市役所とかいろんなそういうふうな当局と病院ですね、それから消防署、警察、それから高齢者施設、そういったもの、もう学校が一番でしょうけど、そういったものを含めてどういうふうに対策を考えられているかと。大川市で蔓延しないようには大川市でと言ってもおかしいんですけど、できるだけそれがうつらないようにするというようなことを考えていかななくてはいけないと思っております。それは本当に怖いことですから、早目早目の対策を望んでおきたいと、そういうふうに思っております。

それから、やっぱり市単独ではこれはもうどうしようもない。例えば、柳川市と大川市だけそういうことを頑張ってやっても、お隣、例えば佐賀県とか、それからお隣の市あたりとか、久留米市とか、そういったところでやっぱり連携していかないと、これは絶対に蔓延するということなのです。

それから、もう1つは福岡県ですね、県との取り組み、それからまた、国と特に福岡県との取り組みだろうと思いますが、こういったものをどういうふうを考えておられるのかなというようなことをお聞きしたいとこの辺では思っております。

これがインフルエンザに対する私の1つの質問、また少しは自席から後で話をしたいと思いますが、次に、花宗川の強制排水ということについてここに書いております。

これは大体、花宗川が 私はちょうど花宗川のすぐ上に住んでおりますがね、今少し工事があっておりますが、この工事が、花宗川が拡幅されるというのは30年ぐらい以上前に聞いておるわけですね。

どういうことかという、大木町のほうの、今の久留米柳川線のところですね、あそのちょっと下のほうに結構大きく最初拡幅しておったわけです。それで、ああ、もうこれはすぐなるかなと思ったあたりから、それからもう30年たっております。それで結局、やっぱりいろんな仕事の順序があったと思えますよね。やっぱり向こうに水門をつくったり、そして

だんだんと堰をつくったりしていきよりますからね。それはそれでいいと思います。

しかしながら、私が今一番危惧しておりますのは、例えば、6月とか7月、それからまた台風の時ですね、ああいったときに大雨が降ります。もうとんでもないような、今ゲリラ豪雨といってですね、昔は1時間に20ミリも30ミリも降るということはめったにありませんでしたけど、今は1時間に40ミリとか50ミリとか降るわけですよ。全く考えられないような雨量になってきます。そしてしかも、上流からずうっといろいろと基盤整備、構造改善事業ですね、ああいったものが進んできておりますので、水が直線に流れてくるわけです。昔は堀を伝って蛇行して川に入ってきてよりましたけど、今はもう大体直線、直線で来ます。ですから、物すごく速い、短時間のうちに大きな水が入ってくるわけです。それを何とかしていただきたいと思います。

私たちが住んでおりますすぐ近くの下牟田口地区などでは、相当、豪雨時は冠水しております。ひどいところは道路も冠水しております。そういうことから、以前は本当に考えられないようなところが、田んぼなどはもうすぐつかってしまいますし、道路も冠水するというような箇所も出ておりますので、これをぜひ強制排水していただけないかなというふうに思っております。

特に、筑後川の満水時ですね、満潮時、ちょうど海の満潮時が入ってきますと、昔から突っ返しと言っておりましたけど、そういうのが川にも来るわけです。これは、今はあそこ水門で一応とまっておりますけれども、逆に今度はこっちからの水が向こうに出るということが、本流が、筑後川本流のほうが高いわけですよ。ですから、満潮時になった場合は、大雨が降ったら行く先がないわけです、水は。逆に来るわけですね。それで、それを今一応あそこでとめておる。しかしながら、そういうふうな状況です。

ですから、どうしても排水がうまくいっていないということで、お話に聞きますと、今回、市長、それからいろいろな方が行かれて強制排水をお願いされたということですけど、ぜひこれを本当にできるならば、早期のうちにやっていただかないと非常に悪い結果が出るんじゃないかと、本当に大雨が降った場合はですね、と思っております。

それからもう1つは、これに関連して少し後でまた言いますが、堀が昔のような機能をなかなか果たしていないというようなことも事実です。ですから、そういったことについても後でまた聞きたいと思っております。

花宗川につきましては、今、一応拡幅工事とか始まっておりますので、できるだけ御努力

をお願いしたいというようなことと、強制排水のほうをよろしく願いますというようなことで、一応お願いしておきたいと思います。

それから、次に農業対策についてですね。3番目は農業対策についてですが、これはどういったことを主に聞きたいかといいますか、そういうことを話してみたいと思いますが、皆さんが一番御存じのように、農家の現状というのは、昔といいますか、ほんの15年か20年前までは各農家がイグサをつくって、そして、イ製品を織って、そして十分に食べていかれたわけですね。米、麦、イグサというような感じで、そういうことでやっておりました。

しかしながら、一番悪かったのは農家本体かもしれませんが、または農家を指導したところかもしれませんが、中国のほうにイグサを教えてしまったわけですね。そして、自分たちがもうかるつもりでやったと思いますよ、最初はですね。しかしながら、これはある一握りの商人が、商売人がもうけただけであって、農家全体は完全な沈没ですね、失業ですよ。それで、最盛期は400から500戸ぐらいイグサをつくって、そして、それに従事して、またイ製品を、ござを織ったり、花ござを織ったり、いろいろしよりました。そういうのがこの地域の農家の本来の一番安定した姿だったんですね。

しかしながら、そういうことで全くだめになりまして、幸いなことにこの農家を助けたのは何かというと、三十数年も40年ぐらい昔からイチゴをつくっておられた方がおりました。その方たちがイチゴを普及させて、今、本当にイチゴ農家がありますから農家がある程度は助かっておるわけですけど、これはイチゴとかアスパラが今結構いい収入を上げられて、本当に昔のようないい生活をしておられるというのは事実です。

しかしながら、それ以外の大半の農家はなかなかイチゴ栽培にも踏み切りきらない。例えば、最初に原資が非常に多く要ると。それが1つと、それからもう1つは働き手が、若い人がいないとなかなかできない。腰をかがめた労働ですから、高齢になったら本当に大変なんです。それが1つですね。そういうことで、一部では非常に発達しておりますが、全体的にはなかなか行き渡りにくい。

これに比べますと、イグサは、今こういうことを言うと、おまえ何て言いよるか、昔のことば言い出してというような声も聞こえてきますが、現実に今の状況、大川市の状況ですね、この木工産業の低迷、もう恐ろしい低迷ですね。本当に次から次に私たちが知っている大きな会社が倒産していったり、縮小していったりしておりますけど、そういうふうな事実。

それと、農家がどうしていいかわからないような感じに今なっております。集落営農組織

というのを今つくっておりますよ。皆さん知ってあると思いますね。例えば、ある程度の30人の中に20人なら20人ぐらいの農家が集まって、少なくとも20町歩以上ぐらいは一緒にやんなさいというようなことでやっております。それで、私たちも漏れなくそういうことにかたってやっておりますが、一つ非常に難しいことは、やっぱり皆さん全部まだ機械を一人一人持っておるわけですね。その処分がなかなかうまくいかない。それで、これが5カ年計画になっておりまして、そしてそれが、その5カ年計画で先々どういうふうな政府の 政府の方針というとあれですけど、農協とか、いろんな関係者の、この市役所も一生懸命しております。どういうふうにしていくかということ、法人化に向けていこうというようなことを考えておるわけですよ。そういうふうに向かっていきよるわけです。

しかしながら、法人化といいますと、非常に聞こえはいいんですね。何か非常にもうかるような気がしますけど、法人化というのはもうかるという裏づけはないわけですね。法人化というのは、自分たちでもうけて、自分たちで代表をつくって、自分たちで経営して、自分たちでお金を分配するというような会社なんですよ。ですから、これはちょっとおこがましい言い方ですけど、それをやっていくにはもっともっと勉強をしていかないと農家自身が非常に困るといいますか、受け手もいろんな帳簿のつけ方、整理の仕方、人の使い方、オペレーターをどうするこうするというような、いろんなことを考えますと、困難な面があるわけです。

それで、やっぱりこれはどうなるかなあと見よりますけれども、何年かはなります。始まって2回ぐらい総会をしておりますので、ありますけど、そのたびにいろいろ話しておりますのは、できるだけ早く機械を売り払って、組合で購入するようなこともせにやいかんじやないとか、いろいろ話しますけど、現実になりますと、まだみんな持っておるわけですね。田植え機械もあるし、トラクターもあるし、コンバインもあるし、乾燥機も何でんあるわけです。いろいろですね。ですから、そういうことを考えますとなかなか難しいと。今の現状ですね、難しい。だから、10年先はわかりませんが、5年先にそれを実現するというのは非常に難しいんじゃないかと思っております。

それで、私が今思っておりますのは、これだけ農家が落ち込んできて、農家が何をしていたかわからん。何をしてお金を稼いだらいいかわからん。前はちょうど木工業が盛んで、みんな出稼ぎに行ったり、いろいろ仕事に行きよったわけですよ、木工所にですね。しかし、それも今はできないというようなことで、やはりできたらもう1回、こういうふうなことが

できないかなと。イ製品を織ったりですね。そうすると、イ製品を織るくらいは大体ある程度の高齢になってもできるわけですよ、これは。それはできます。機械で何でもできます。それから、ある程度の大型、大型化といいますか、ある程度大きくイグサを栽培することも今は可能なんです。どうしてかといいますと、イグサの植えつけ機械から、それから刈り取り機械、それからいろんな染土で泥染めをする、イグサを染める機械、それから乾燥する機械とか、それからきれいに仕上げていく機械とか、全部そろっておるわけです。ですから、そういうのは現実にはできるわけです。

それで、そういったことを含めまして、私が少し横着な言い方かもしれませんが、中国からの製品をしばらくの間シャットアウトしてもらおう。農家にある程度力がつくまでシャットアウトします、セーフガードですね。セーフガードが発令をできないかと。これは私が議員になってすぐごろに同じようなことで、このイグサ、イ製品と、それからそのときはキノコ類のセーフガードを政府にお願いしたわけです。それはできました。そのときはできたわけですよ、セーフガード発令がですね。この議会からもお願いをいたしまして、全部でやりましたし、いろんな関係団体と一緒にやって出したわけです。

そのときにやっぱりできたわけですけど、すぐ圧力がかかりまして、いろんな国と国との関係か、中国が特に力が強かったから、そういった関係だと思いますが、1年半かそのくらいでセーフガードを打ち切られたと。たちまちもとに戻っておった値段がまたすぐ前の、今の値段に戻ってしまったということで、やろうとした人がそこで頓挫したわけです。ですから、非常に難しい問題ですけど、やればできないことはない。

そして、まだまだ潜在能力があるわけですね、そういったノウハウも知っているし、みんなそういうふうな働き方も知っております。ござの打ち方も知っておりますし、いろんな製品のつくり方も知っております。ですから、ノウハウがあるわけです。それが1つと、それともう1つは、高齢者でもある程度できると。少子化社会ですから、やはりどうしても高齢になっても働くというのが求められると思いますが、そういったことができるというのがあります。

それともう1つは、ござとか畳というのが非常に皆様方、今手元にちょっと配っておると思いますが、教育にもよいというような裏づけも出てきよるわけです。ですから、こういったものをひとつあれすれば、日本人の中にはそういった日本建築の様式の建築とか、ござとか庭園とか、そういったものに対しては相当あこがれといいますか、執着といいますか、自

分たちの国民性のあるそういった強いものがあるんじゃないかと思っておりますので、私は需要は十分期待できるし、それに対する供給も、これさえセーフガードとかいろんなことで話し合っていて、もう少しこういったものを見直していただければ十分できるんじゃないかと、そういうふうを考えておりますので、ひとつよろしく願いをしておきます。

壇上からは以上で、いろいろお話をしましたけど、あとまた足りないところは、不足分は自席から質問をしたいと思います。ありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

植木市長。

市長（植木光治君）（登壇）

おはようございます。早速でございますが、山田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型インフルエンザであります。新型インフルエンザウイルスは、動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが人に感染をし、人の体内でふえることができるように変異し、人から人へと感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患が新型インフルエンザと言われているものであります。

新型インフルエンザウイルスはいつ出現するのか予測は難しく、感染力や重症度もわかっておりません。先ほどお話にあったとおりであります。

現在は、鳥から人への感染が海外で発生している段階で、人から人へ感染する新型インフルエンザの発生は確認されておりません。しかし、山田議員が御心配されておりますように、新型であるがゆえに人は免疫を持っていないため、容易に人から人へ感染が広がり、世界的な大流行、先ほどパンデミックとおっしゃいましたが を起こすことが危惧されております。

そこで、国は平成17年11月、新型インフルエンザ対策行動計画を策定、福岡県では同年12月、福岡県新型インフルエンザ対応指針の策定をいたしました。

このような状況の中、平成20年3月、久留米保健福祉環境事務所において、医師会、薬剤師会、病院、警察、消防、行政を構成団体とする久留米地区健康危機管理連絡会議が行われ、その中で新型インフルエンザ発生に備える体制について協議が行われたところであります。

また、本市におきましても、対処方針の策定のため、内部で協議を重ねておりまして、市民、行政、医療機関等の3者の役割と連携が重要と考えております。

まず、市民における取り組みとしては、新型インフルエンザに関する知識、予防の方策、

感染した場合の注意点などに理解を深めていただくことが大事であります。

そのため、12月1日号の市報で、そのあたりをお知らせしたところであります。今後も引き続き、市報やホームページで予防の仕方などを中心に情報提供に努めていきたいと思っております。

現在、行政として何ができるのか、何をなすべきかを明確にするため、医師会等の助言も受けながら、対処マニュアルの作成を検討しているところであります。

医療機関等での対応策につきましては、地元医師会を初め関係機関に御協力をお願いしながら、新型インフルエンザの発生状況に応じて具体的にどのように対応すべきか、意思の疎通に向けた協議を進めてまいります。

今後、新型インフルエンザの発生状況等の情報を的確に収集しながら、市民への情報提供、周知を行い、また地元医師会や久留米保健福祉環境事務所等関係機関との協議、連携を図りながら、適時、適切に取り組んでいく覚悟であります。

次に、花宗川の強制排水についてありますが、台風や梅雨期等に長時間雨が降りますと、筑後川の満潮と重なって花宗川の自然排水が難しくなり、花宗川の水位が上がり、過去に一部冠水被害が発生した経緯があります。

このようなことから、現在、県事業として、花宗川の改修工事が進められているところであります。改修工事が完成をいたしますと、川幅も約2倍となり、また水深についても現在より深くなりますので、花宗川の貯水能力が向上し、冠水の時間が短くなると考えられます。内水被害を減らすためには、貯水能力を向上させることも必要であると考えているところであります。

また、御質問の強制排水ポンプの設置につきましては、本年も上京要望いたしまして、地元選出の衆参国会議員、国土交通省、財務省へ強く要望してきたところであり、今後も強制排水ポンプの早期設置に向けて、国、県へ引き続き要望活動を行ってまいります。

続きまして、農業対策についてであります。

本市の農業は、あらの生産額が2,570,000千円であり、そのうちイチゴなどの園芸作物が約6割を占めている状況であります。

一方、工芸作物であるイグサにつきましては、約20年前から、生活様式の洋風化や中国産イグサ、畳表の輸入急増などの影響により、作付面積、生産戸数ともに大幅に減少し、現在、大変厳しい状況にあります。

イグサに関連するセーフガード発令の件であります。国は、平成13年4月23日から200日間、ネギ、生シイタケ、畳表の3品目に関し、中国からの輸入急増に対応する緊急措置としてセーフガード暫定措置を発動し、結果として、両国間における農産物貿易協議の構築と、秩序ある貿易の促進ということで合意に至ったという経緯がございます。

その後の経過は、これまで23回にわたる日中農産物貿易協議会が開催されており、当該3品目についての情報交換を中心に、定期的に協議が重ねられている状況であります。したがって、セーフガード発令の再発令については、中国との貿易協議を継続している現状を踏まえ、見通しは極めて厳しいと推測をいたしております。この件につきましては、輸入状況の把握、他産地との情報交換を図りながら、他産地とも連携をして必要な対応をしていきたいと考えております。

いずれにしましても、イグサは本市の特産物であり、これまで日本の伝統的な生活文化を築いてきた重みのある農産物であると認識いたしております。

先般、北九州市立大学の森田准教授により畳の学習効果が発表され、改めて畳の効用について関係者からの注目を集めているところであります。

そのため、現在、大川市ががんばる農業支援事業において、イグサブランド化確立支援及び土づくり支援等の施策を積極的に講じておりますし、また大川市い業協議会では、イ製品の販売促進・需要拡大に向けた活動を展開いただくなど、粘り強い努力が続いており、行政といたしましても最善の支援を行ってまいります。

御案内のとおり、農業や食を取り巻く環境は、国際的には食料価格の高騰、国内的には食料自給率の低下や、いわゆる毒入りギョーザ事件で見られた外国産の食や農産物に対する国民、消費者の不信など深刻な問題が生じております。このことは、裏を返せば我が国農業にとって大きなチャンスであります。

本市といたしましては、こういった状況を好機としてとらえ、本市独自の創意と工夫を凝らしながら、農業再生に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

17番。

17番（山田廣登君）

市長ありがとうございました。市長が答弁されましたように、今の時代ですね、非常に植

木市長が頑張っておられ、とにかく市をよくしたいと頑張っておられ、いろいろなことで一生懸命やっておられることは私どももよく知っております。

それと、私が今考えておりますのは、やっぱり今までは本当に、ちょっと言い方が語弊があるかもしれませんが、市会議員はある程度、市長にある程度任せ過ぎたんじゃないかなというような嫌いもあるわけですね。ですから、いろんなことで我々もやっぱり選ばれた議員でございますので、できるだけ勉強をいたしまして、そして、市政のほうにもうちょっと積極的に参加をしていくべきであろうというふうに考えております。非常にやっぱり私たちが昔からいろいろ聞いておりましたことは、議員は大体もう出された議案を審議して、それを可決する、または可決しないと、そういったことが主な仕事であるというようなことを聞いておったわけですね。それはもちろんでございます。当然、そういうのは私たちが一番やっていかなければいけない仕事ということですが、やはり最近はそれだけではいけないと。やはり議員もきちんと勉強をして、もう少し詳しくいろんなことを知って、行政に積極的にやはりいろんな提案でもして参加していくというようなことが大事じゃなかるうかと、そういうふうに今は思っております。

そういうことも含めまして、今市長のほうから答弁をいただきましてわかりましたが、このインフルエンザがもしここに発生した場合、大川市に1人でも発生した場合、今まずどういうことをしたいと思っておられますか。まずそれからお願いしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

新型、いわゆる新型インフルエンザであるという断定というのは、もともと、今壇上からも言いましたように、今までそういうウイルスが存在していない、それが、これは明らかに鳥を発生源として、そして変異を繰り返して人に取りついて、人の中でも増殖をし、強い毒性を発するということが断定される。同定される。そして、それがいわゆる新型インフルエンザであるという断定が仮になされて、その第1号が仮に不幸にして大川ということになった場合には、当然のことながら、まずやるべきは市民に対する啓発でありますけれども、まずやるべきは人の移動制限ということになるうかと思っておりますので、学校における全面休校といたしますか、こういったことをまず早急にやるべきだというふうに思います。

それから、その後はひとえに医療機関での対応ということになりますけれども、繰り返し

繰り返し予防について、こういうふうなものをやっておけば多少なりとも感染する確率が低いということにつきましては、その後も、その後も繰り返しやっっていかなければなりません。が、現段階では、先ほど言いましたように12月1日号でも掲げておりますように、こういったことをやると多少なりとも感染の確率が低いといったようなことを繰り返し繰り返し、1回ではなかなか周知ができませんので、同じ内容になるかもしれませんが、繰り返し繰り返し報じていきたい、周知をしていきたいというふうに思います。

国の動きを少し申し上げますと、まず新型インフルエンザが国内で発生したと、あるいは県内で発生したということになりますと、先ほど言いましたように、まず学校、保育園から大学まで一斉に閉鎖と申しますか をするというのが最初の初動の行政的対応というふうに言われておりますし、私どももそういうふうに行っていくべきだというふうに思います。

議長（井口嘉生君）

17番。

17番（山田廣登君）

わかりました。私も本当にそういうふうな学校関係、特に、やっぱり保育園から大学までといったような人が多く集まるような場所、そういったところをやっぱり一番最初に閉鎖すべきではないかと、そういうふうに思っております。そういったところは非常に近い考えを持っております。

それからもう1つ、こういうのを考えていきますときには、非常に人間の心理としてパニックになるわけですね。知識がないというのもあるかもしれないが、現実にそういった人が周囲にあらわれますと、パニックになるわけです、人間はですね。これは、どんな強い人でもなるわけです。自分に死が向かってきますからね。しかし、そういったときに一番大事なことはやっぱり何かといいますと、一番信頼される大川市の市役所とか、それから、さっき市長が言われました病院、それからやっぱり消防署とか警察とか、そういった方たちが我々議員ももちろんでございますがね、そういった人たちがやっぱり動いてパニックを静めていく、または実際に伝染しないような対策をとっていくというようなことが必要だと思いますが、そういったことの市内における話し合いというのはされたことはありますか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

まず、その各段階において、例えば、福岡県のあるところでそういう病気が発生したといったような状態をまず第1段階として、そして第2段階、第3段階、第4段階、そして市内で大量の、例えば、おぞましい言い方ですけども、発病者が出ていると。こういった段階をどんどんどんどん上げていって、そういう段階ごとに行政としてどういうふうな対応をすべきか、そのマニュアルを今つくっております。それがないと行政自体がパニックに陥る。そういう可能性がありますので、まずマニュアルをきちっとつくる。そのためには、我々の能力だけでは対応できない部分がかかなりありますから、やはり医師会との連携をどうとっていくか、そのあたりが一つポイントになってきますけれども、パニックに陥らないように、我々自身がパニックに陥らないように今マニュアルを急いでつくっていると、こういう段階であります。

そのマニュアルに基づいて我々が的確に対応していきますけれども、あと市民の皆様方がパニックに陥らないためには、事前にこのような新型インフルエンザの発生の可能性があるということと、そのときにはどう対処すべきかということについて、繰り返し繰り返し適切な情報を流しておく、これがまずは重要であるということで、12月1日号を皮切りに、15日号、1月1日号、それから15日号と、基本的には毎回、同じような内容になるかもしれませんが、周知のために掲げていきたい、あるいはホームページに掲げていきたいというふうに思っております。

なかなかこの手のものは1回掲載したら、もうしましたよということにはやはりなかなかならない。繰り返し繰り返し同じ情報を流しておかないと、なかなか周知ということにはなりませんので、こと、人の命にかかわるような大事な問題でありますから、多少同じ情報を毎回掲げるといふ多少の無駄はありますけれども、そのあたりは御了承いただきたいと思っております。

議長（井口嘉生君）

17番。

17番（山田廣登君）

ありがとうございます。そういうふうにしてやっぱり市報とかいろんな官報におきまして、そういった市民の周知といいますか、新型インフルエンザに対する、少しでもやはり自分が知るように、市民一人一人が知っていくような、そして余りパニックにならないで済むような対策をぜひとっていただきたいと思います、今市長の御答弁を承っております。

次に、花宗川改修でございますが、現在までに、本当に最近ですけど、目の前に見えてきましたのは、花宗川が本当に広くなり始めたなど。うちあたりでは荻島とか大橋とか、あのあたりから郷原、あのあたりはずっとやってきておりますが、そういったことで広がってきているなという実感は持っておりますし、貯水能力も幾らか出るんじゃないかと、そういうふうを考えております。

それとちょっと関連しますが、聞いておきたいのは、大川市内にやっぱり300キロという堀割りがあるわけですね、人工的につくった堀割りといいますか、先人がいろんなことを考えながら、農作物のことを考えながら、また災害を考えながら、貯水能力を高めようと思っ てつくった堀割りがあります。300キロというような延長距離がありますが、この堀が、昔は市長も御存じのように深く掘られていたんですよ。ところが、最近は、私が知っている限りでは1メートルぐらいとか、深くて1メートル50ぐらいとか、そういうところもいっぱい出てきておるわけです。

ですから、今幾らか基盤整備、構造改善事業をしたところにおきましては、今工事が行われております。私の周辺でも防災機能保全対策というのがありまして、国、県の特にお金を利用してできておるわけで、非常に喜んでおりますが、堀割りのまだ隅々のほうといいますか、ある程度内側のほうに入ったところか、それからまたは基盤整備をやっていないようなところ、こういったところにおきましては、まだ依然としてですね、私は1回、イチゴ農家の方から一、二回、水がないから何とかしてくれんかと言われて行ったわけですよ。そうすると、花宗川には水はいっぱいあるわけですね。しかしながら、その途中が浅くなって水がないというような現状があったわけですよ。

ですから、そこは後で掘ってもらいましたけど、そういったことで、やっぱり浅いから、水は本川にはあっても浅いからなかなか水がないというような状況も出てきておりますので、こういったところをできるだけひとつ早く対策を、どういうふうなことを今、市当局でやっておられるのか、それを伺いたいと思います。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

国営水路でありますとか、県営といいますか、クリーク防災でやるような、割合大きなものにつきましては、今議員が御指摘のように、わりあい管理も整備も整っておりますけれど

も、それに、その網にかぶらないところについては、今御指摘のとおりであります。

かつては農家がそれぞれ、仮の所有権みたいなものを設定して、自分の仮の所有物として維持管理をやっておりました。御存じのとおり、春先になりますと労働力を持ち寄ってみんなで泥揚げをして、そして堰をつくって、秋になると、いわゆる堀干しをやって、その魚をいただいて農繁期の食料にすると。非常にある意味では理想的な姿がそこにあったわけですが、40年代以降に専業農業が非常に衰退するというか、兼業農家がふえたことによりまして、できるだけ簡便に米作、麦作をやる必要も出てきましたものですから、クリークに手をなかなか入れる暇がなくなってきたということで、今のような状況になってきたと。

その当時はやはりクリークなくしては農業が成り立たなかった、そういう面がありますから、農作業の重要な一環として農家自身がクリークの管理を行っていたということで、かつてああいうふうな理想的な姿をしていたと思いますが、さはさりながら、経済状況、あるいは経済構造の変化によって専業農家が減ったということでこうなったわけです。

そこで、勢い公がやらざるを得ないということで市が少しずつやっちはいるけれども、言われるように、300キ口にもなんなんとする長大なクリークを限られた財源の中で目に見えるようにしゅんせつをしていくというのは、これはなかなか大変なことですので、農地・水・緑といったような国の制度も活用しながら、そこに皆様方のある種の自助努力を重ね合わせるような、そういう仕組みを1つつくったわけであります。

それからもう1つは、現在、基本的には市の単費でこのしゅんせつをやっております。これは言い方がどうかと思いますけれども、例えば、道路建設なんかの場合にはゼロがプラスになっていきますから、金の使い手が非常にわかりやすく、そしてはっきりするんですけども、クリークのしゅんせつのようなものは、マイナスをゼロにするようなこういう作業なものですから、なかなか我々としても財政出動をさせるにしても、非常にある種の疲労感を感じます。

そこで、このあたりをやはり国、県に何とか支援していただけないかと。市の単費だけで目に見えるような形でクリークのしゅんせつをしていくというのは、やはりもはや限界があるということで、国、県の支援をお願いしなければならないというふうに思っております。

そこで、国に対しましては、特別交付金、いわゆる特交と言われているものの陳情の際に、大川、柳川、あるいは大木町のクリークのしゅんせつということについては、これは生活を守る上で、あるいは生活環境を維持していく上において不可欠な作業であるということを申

しまして、これは例を引いて言えば、北陸で雪が降りまして、その雪の除雪は、これは生活を続けていく上において不可欠な作業でありますけれども、ほかの地区ではそういうお金は要らない。そこで、国は特別交付金でその手当てをしてくれておるわけでありますから、ある種、同じような構図を持っているということで、今国のほうにはお願いをし、県のほうにも県会議員の秋田先生とも連携しながら、そういうお願いをいたしているところでございます。

いずれにしても、財政の問題、お金の問題ということに尽きてまいりますので、そのあたりを単費であがなうのはなかなか難しいので、繰り返しになりますけれども、国、県の支援をお願いしていくということになるかと思えます。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

17番。

17番（山田廣登君）

わかりました。今、市長が言われるようなことだと思います。本当に市単独ではなかなかできない大きな工事になると思いますので、できるだけそういうふうな交付金等を利用して、またいろんな組織もあります。私たちが現実に草揚げをしたり、堀をちょっといろいろさらえてみたり、また、小さな溝は自分たちでスコップを持って行って掘ったりというようなことをしております。それだけでも幾らかみんなが少しずつすれば、やはり幾らか変わってくるんじゃないかというふうに考えて、今、農地・水のほうとか、それから農事生産組合とかで取り組んでやりよりますので、市のほうもぜひひとつよろしくお願いしておきます。以上でそこは終わります。

次に、農業問題であります。さっきから言っておりますように、市長も今申されましたが、イグサ、イ製品というのは非常に大切なものであると。特に日本人にとりましてはですね。ですから、そういったことを含めると、どうしても我々は今の農業そのものがなかなか経営をしていくのに非常に難しくなっている。集落営農で対応をしておりますけど、非常に難しいというのが現実なんですね。

ですから、できるならばやはりある程度安心ができるような、この農業の、一番と言いますと収入ですね、何と申しますかね、いろんな営農を集落営農でやっておりますが、それで収入が上がるというようなことはもうわずかなものなんですね。ですから、さっきから何遍

も言いますように、イチゴとかアスパラをつくれればいいけど、なかなかそこまでは若い後継者がいないとか、それから、現実に自分がとにかく年をとってきているとかというような問題があります。それで、いろんなことを考えますと、さっき市長は非常に困難ではないか、セーフガードは困難ではないかなというようなことを答弁されましたが、現実に13年か10年か忘れただけで、当時はそのセーフガードが発令をされたわけですね。

それで、今私が思いますのは、イグサ、イ製品というのは、この近くでは熊本のやっぱり八代あたりが一番の産地ですね。それから、この筑後地区とか、それから岡山の一部とか、そういったところで非常に盛んですが、そういったところが 熊本あたりは、私がこの前1回、電車に乗ってですかね、通過時で見えますと、結構作付が多くなっておるんですよ。昔から、いつときから比べますとですね。ですから、非常に力がまた入ってきておるんじゃないかなと。

そして、こういうふうな皆さん方に配っておりますように、農学博士の森田先生が言われておりますように、幼児教育などに非常に畳を導入すると子供が、幼児がいろんなことをよく覚えたり、よく試験に解答したりするというようなことが書いてあります。これは、特に幼児の間、保育園とか幼稚園、それから小学校低学年ぐらいだと思いますが、特に効果があるというようなことで、我々も気づかないところでこういうのがあるんだなというようなことを思っておりました。

それともう1つは、イグサというのは、あれは非常に簡単なような仕組みですけど、ござにしたり、いろいろ上敷きにしたりしておりますと、非常にあれは湿気をよく吸うわけですね。そして、雨季などは湿気を吸ってくれますし、冬は結構、今度は保温といいますが、温かみがあるわけです。そういうところをもっと我々も宣伝せにゃいかんけど、日本人は結構知っておるんじゃないかなと思っております。そういった空気の正常化とかですね。イグサの中にはスポンジみたいなのが小さい一本一本の中に入っておるわけですよ。ですから、ほかの植物と違って、非常にあれは機能的にいいんじゃないかというふうに思っております。

そういったことで、やっぱりそのイグサがいいといっても、中国製品でこれを賄うのでは、私は本末転倒で本当にこれはおかしいんじゃないかなと、そういうふうに考えます。ですから、できるならやっぱり国産品、安全性もあるわけですね。私がどこまで信憑性があるかは別として、中国のイグサは染土をするときに化学製品をいっぱい混ぜてつくっておる、非常に体に悪いというようなことも聞いておるわけですよ。それも事実だろうと思います。ただ

し、それは立証されてまではいないと思います。ただ、うそではないと思いますよ。これはもうはっきりそういうことを言う人たちがいっぱいおりますから。

それともう1つは、それをしないと、わかりやすい言葉で言うと、日焼け、焼けるわけです。日本のが例えば、ある程度長く、10年も20年もきちんとした色のある程度しよるといって、向こうのは早くやっぱり焼けるというような欠点もあるわけですよ。ですから、そういうふうなイグサ本来の姿が結構、中国で生産していることによって変わってきていると。一番怖いのは、薬品を例えば、いつまでも青く保てるようにとかですね、いろんな自然色に保てるようなところについて、その薬品を使っているということがいろいろあるようでございますので、その辺も含めまして、これから先はやっぱりいろいろ調べてもらって、そして、この国内産がやっぱり、今まで私たちがずっとそれで過ごしてきておりますので、それで全く我々は病気もそういうことでしたこともないし、そういうことも考えますと、国内産をやっぱり推奨してもらいたいなど。そのためには、セーフガードでもひとつ思い切って発令してもらえないかなと、そういうふうに考えますが、市長どういふふうでしょうか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

セーフガードの問題と、それからその産品、生産国ごとの製品の魅力というのか、あるいは安全度というのか、それはちょっと分けて考える必要があると思いますね。

セーフガードが御指摘のように暫定措置という、ある種時限立法であったのは、やはり大きなほかの貿易がございますね、自動車でありますとか、家電でありますとか。そういう我が国と中国との大きな貿易の中で、やはり政策的な判断として、この3品目について、農産物について、半恒久的なセーフガードの発動は難しいという判断を多分政府はしたんだろうというふうに思います。

ただし、余りにも急激に入ってくるものですから農家が極めて大きな打撃を受けるということで、200日間という暫定措置を設けて、その間に国内的な適切な対応を図ってほしいと、そういうことでこのようなことになったと思いますけれども、改めて暫定措置の発動について国に要請するということにつきましては、何らやぶさかではないんですけれども、そのような両国の貿易構造を考えますと、これを実りあるものとして国にのませるということはなかなか見通しとしては難しいんじゃないかということをお申し上げたところであります。

それから、中国のイグサ製品と我が国の、特に大川、柳川、大木のイグサの製品が明らかに優劣の面からいったらはっきりしているのは、もうこれは言うまでもないことでありますけれども、それを上回る価格差が多分あるということで、中国産に押されているという現状だろうと思います。

ただ、入ってきているイグサ、あるいは畳製品をよく見ておりますと、あるいはその経緯を調べてみますと、我が国で種苗登録をしたイグサが向こうに行っている可能性があります。例えば、ひのみどりでありますとか、福岡県が種苗登録をしております筑後みどり、こういった品種がそのまま向こうに行って、向こうで栽培されて、ござになってコンテナでこっちに入ってきていると。これは明らかに法律違反でありますから、それは税関で確実にシャットアウトできると。それはセーフガードとは全く別の、まさに法的措置で対抗できると。そこで、DNA鑑定の手法を確立したということは、もう2年ほど前に申し上げました。要は、税関のところで頻りに抜き取り検査をしていただいて、一発でそういうものがひっかかれば、コンテナ、40フィートコンテナ1本で8,000畳分入ってきますから、取引業者も中国の業者も大打撃でありますから相当の抑止力になると。ですから、そういう努力をお願いすべく、県、あるいは税関には今までも働きかけてきましたけれども、今後も働きかけていきたいというふうに思います。

それから、いわゆる化学物質が含まれている可能性があるということにつきましては、これは分析にかければ割と簡単に出来ることでもありますから、これも県にそういう分析機関はありますので、具体的にこういう可能性があるということが出てくればお願いをし、分析をかける。適宜かけていく、あるいは定期的にそういう分析をしていただきたいという要請は、これは割合簡単にできるんじゃないかというふうに思います。

それから、配っていただきましたこの森田先生ですが、実は私の大学の後輩でありまして、2カ月ほど前に遊びに来ました。市役所に来ました。いろいろ話をしましたんですが、彼は彼なりにこのイグサについては相当深い思い入れがありまして、いろんな効用について、これは学習効果でありますけれども、それ以外にもいろんな効果がどうもありそうだとということで、そのあたりの研究をしていただいておりますので、このあたりとの連携を深めて、まずイグサそのものに対する魅力、ござといたしますか、畳といたしますか、そのものに対する魅力、あるいは商品価値、こういったものをこういった方面からアピールしていく、それは直ちに国産のイグサの消費ということにはつながりませんが、イグサ全体の消費の拡大

にはつながっていくであろうというふうに今思っております。

いずれにしても、これは農産物だけには限りませんが、うまく商売として回っていくためには、その商品が魅力的でなければならないわけであります。もちろん安いということも重要な要素でありますけれども、魅力的でなければならない。その魅力の要素が、例えば、畳の場合にはこういったことが一つの要素だろうというふうに思いますので、どういう魅力がさらにこの畳に対して付加することができるのか。これは、こういった森田先生あたりと連携しながら、あるいは森田先生あたりに協力をいただきながら、そのあたりの努力を続けていきたいというふうにも思います。

いろいろ御指摘をいただきまして、ちょっと答弁漏れがありましたらまた御指摘をいただければ答弁させていただきます。

議長（井口嘉生君）

17番。

17番（山田廣登君）

本当に難問なことばかり申しておりますが、これもやはり我々が考えた以上にですね、我々が考えた以上にいろんなやっぱり手を打っていただいておりますが、農業が非常に窮屈になってきておると、収入が減ってきておると、これはもう事実でございます。ですから、そういったところで、やはり最初の一步といいますかね、最初1回やりましたけど、それは200日で一応暫定的なものであったということですから、これを最初の一步として、そういうふうな学者の先生方とか、いろんな方たちとやはりお話を聞いたりしながら、そしてまた、私たちは私たちで国産品のよさというのをアピールして行って、ぜひこれはセーフガードまでこぎつけていけたらなと。まず第一歩だと思っておりますので、これからやはりやっていくべきではないかと。そうしないと、本当にこのままでは、今、上から言われております集落営農だけでは、これでは解決をしないと、私ははっきりそういうふうに思っております。そのよさもありますけど、これが農業のために絶対に解決するかということそうではないと思っておりますので、非常に難しいことかもしれないけど、やはり何遍も繰り返すようでございますが、日本人の心に訴えかけて、やはり畳、イ製品のよさ、イグサのよさというのをもう一回見直していただきまして、国産品を使っていただけるようにひとつ私どもも努力をしてまいりたいと思っております。

本当にありがとうございました。これで質問を終わります。

議長（井口嘉生君）

はい、ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は10時20分といたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時7分 休憩

午前10時20分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、1番古賀龍彦君。

1番（古賀龍彦君）（登壇）

皆さん、おはようございます。本日2番目の登壇となりました。議席番号1番古賀龍彦でございます。早くも師走の月となり、何かと落ちつかない毎日のことと思います。皆様には、健康に留意され新しい年をお迎えいただきたいと思います。

さて、ことしを振り返ってみますと食の安全がこれほどまでに脅かされたことは、かつてなかったのではないのでしょうか。産地偽装から始まり、中国製品の毒物混入、事故米の流出など、売り手側のモラルの低下が問われております。一日も早い安心・安全の食の確立を願うばかりであります。

それでは、議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、防災センターについてでございます。ここで言う防災センターは、市庁舎、消防署などの施設のことです。

まず、本題に入る前に、一言お礼申し上げます。去る10月24日に平成20年度大川市総合防災訓練が大川市中央公園グラウンドにおいて大々的に行われました。総合訓練には、陸上自衛隊第4特化連隊を初め、筑後地域消防署など、約15団体が合同参加されました。大変立派に統率された内容で、深く感銘を受けるものであります。改めまして、市当局並びに消防署など関係団体の御努力に感謝と敬意を表したいと思っております。

本題に入ります。

私たち総務委員会は、先月の19日から21日の3日間、石川県小松市、福井県敦賀市、滋賀県長浜市へ行政視察に行き、たくさんの方のことを勉強してまいりました。その中でも特に印象

に残ったのが、敦賀市の防災センター施設の視察でありました。少し紹介してみますと、敦賀市の人口は平成20年3月31日現在で6万8,779人、2万7,231世帯であり、平成20年度の一般会計予算は23,922,000千円であります。大川市の約1.8倍の規模です。

平成18年から19年度に敦賀市防災センターが建設され、その概要は、鉄筋コンクリート造4階建て、免震構造、これは震度7にも耐えるものでございます。延べ床面積2,173平米であり、各階の用途は1階が消防車車両車庫、2階防災指令センター、消防災害対策室など、3階は災害対策本部室、原子力安全対策室ほか、4階に防災放送室、総合コンピューター室などがあります。総工事費は約729,000千円、その内訳は、国庫支出金114,000千円、地方債478,000千円、公共施設整備基金1億円、一般財源36,000千円ということでございました。

その防災センターは大変立派で、現代での最先端を行く施設と設備でございました。建設された目的は、高齢社会、情報社会に対応、情報システムの構築、市民の防災意識の高揚、災害時の迅速、的確な体制の確立、安全・安心のまちづくりの拠点、市民の生命、財産を守るなどがあります。建設のきっかけとなりましたのは、比較的大きな地震の少ない敦賀市であったそうですが、1995年に発生した阪神・淡路大震災時に敦賀市も震度4を記録し、それで市民全体が防災への意識が高まり、敦賀市長が防災センターの建設をマニフェストに掲げ、実現されたそうです。我が大川市にもこういう防災センターがあったらなとうらやましく思った次第であります。

なぜそう思うかといいますと、大川市も3年前に大きな地震に見舞われております。2005年3月20日に発生した福岡県西方沖地震では、大川市も震度5強を記録しました。マグニチュード7弱の地震にしては、被害が小規模にとまったのは奇跡的とさえ言えますが、改めて日本においてはどんな場所でも大地震が起こり得ることを改めて実証し、再認識させる結果となりました。その後の福岡市の調査記録では、大型店舗などの建物被害が多く見られたようだが、中心地のビル街は、現在の新耐震構造基準 後ほど御説明しますが を満たした設計のビルが多く、それらの被害は余りなかった。しかし、一步間違えば大惨事となるだけに大きな教訓を残したとあります。また、震源地となった警固断層については、2007年3月、文科省地震調査研究推進本部により、警固断層帯の長期評価が発表されました。これによると警固断層の今後30年以内の地震発生確率は、最大で6%と日本国内の主な活断層の中では、高いグループに属することになるという評価になっています。

いずれにしろ、いつ起こるかわからない大きな地震への警戒と備えが重要であると力説さ

れています。大川市も大きな地震に備える必要があるのです。

さて、そこで壇上からの質問は、大川市の防災センター、災害対策本部などの現状についてお尋ねします。

仮に、大川市で震度6程度の大地震が起こり、家屋倒壊などの地震災害が発生したと想定したとき、大川市ではどのような手順で救助活動などが行われていくのかお尋ねをしたいと思います。簡単で結構でございます。確認の意味で御説明をお願いします。

あとは自席から質問いたしますので、よろしくお願いいいたします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

災害対策本部の現状についてお答えをいたします。

本市では、市内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは、大川市災害対策本部を設置すること。また、その本部は市役所大会議室に置くこととなっております。

大川市地域防災計画における災害対策本部の設置基準の一つに、震度6以上の大規模地震発生、または大津波警報が発表されたときとされており、平成17年3月の福岡県西方沖地震の発生時には、本市でも災害対策本部を設置し、災害応急対策活動を行っております。仮に震度6程度の大地震が起こり、家屋倒壊などの被害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、情報、調査、医療防疫、援護などの事務を円滑に実施するために班を設置します。その班ごとに、それぞれ本部の事務を分掌することになります。

地震被害の情報収集につきましては、道路、橋梁、河川、交通安全施設を都市建設課、教育施設及び文化財を学校教育課というように、担当課にて依頼調査及び応急復旧を行います。

被災者の救助活動につきましては、消防、警察等で対応しますが、被害が大き過ぎて避難、救出などが対応し切れない場合は、救助活動を円滑に実施するため必要があると市長が認めるときは、福岡県知事に対してヘリコプターの派遣を要請し、さらには自衛隊の派遣の要請を行うよう求めます。

医療救護につきましては、対策本部の救護班が避難所や2次災害の可能性の少ない施設に救護所を開設し、大川三瀨医師会の協力を得て医療活動を行います。

津波情報や災害の発生状況、交通規制、避難所の開設、災害応急対策及びその活動状況な

どの広報活動につきましては、サイレンや広報車などにより広報することといたしておりますが、より迅速かつ正確な情報伝達と収集を図るために、来年度と再来年度でコミュニティ無線の整備を行っていく予定であります。災害の規模が大きくなればなるほど警察、県、国などの行政機関や電気、電話、水道などライフラインの保守に関し関係機関と綿密な連携が必要であり、できるだけ早く災害応急対策活動に当たれるよう努めてまいります。

なお、先ほど敦賀の出張といいますが、視察の件、お話されましたけれども、私の記憶が正確であれば、たしかあそこは原子力発電施設の立地、あるいは関係地域になっておりまして、電源三法交付金という非常に手厚い国の支援があるまちでありますし、市域内に原子力発電所がある場合には当然のことながら大きな固定資産税も入ってまいりますし、ちょっと状況が違う面もございますけれども、参考にさせていただきながら今後も考えていきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

1番。

1番（古賀龍彦君）

市長、御答弁ありがとうございました。

地震災害が発生したら直ちに市長が市庁舎大会議室に地震対策本部を設置され、消防署などその他関係に指令を出されるという一連の流れを御説明いただきました。そして、さまざまな部署に指令を出す災害対策本部や消防署がいかに大事であるかと改めてわかりました。

しかし、疑問に思うことがあるのです。それは、現在の大川市のそれらの建物はどちらも古く、本当に被災時に防災機能を果たせるでしょうか。建物については、1981年、昭和56年に建築基準法施行令の大改正があり、新耐震設計法が導入されました。これにより昭和56年以前に建設された建築物の増改築工事時に既設建物の補強工事が必要となりました。極端に言えば、昭和56年以前の建物は、補強しなければ大地震のときに倒壊のおそれがあるということです。大川市の市庁舎や消防署はそれに該当する建物であります。いざ大きな地震に見舞われたとき、消防活動や救助活動を行わなければならない消防署や素早く的確な指令を出さなければならない災害対策本部のある市庁舎がその地震によって真っ先に倒壊するかもしれないのです。それでは市民の安全・安心は守れません。早急にそれら施設の耐震化計画が必要だと思われまます。

それでは、自席からは4つほど質問させていただきます。

最初の質問は、防災センターの耐震化計画についてです。

防災センターである市庁舎、消防施設などの耐震化計画はありますでしょうか。また、耐震診断や耐震補強工事を行った場合の予算はどのくらいか想定できますでしょうか。既に補強工事などが終わっている工事費を参考にして、おおよそで結構ですので御説明ください。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

防災センターということで、具体的には市の庁舎とか消防署の耐震化計画等々についての御質問だと思いますけれども、当然そのことは必要だとは思いますが、現時点では具体的な計画はございません。その次の耐震化した場合の概算の予算でございますけれども、おっしゃられたように、今、学校等々を計画してやっていますので、それらを参考にしますと庁舎、それから消防署、これらのいわゆる耐震化診断には概算で約20,000千円程度、これははっきりしたことはわかりませんが、20,000千円程度必要じゃないかと思っております。

補強工事の費用につきましては、当然耐震化診断の結果にもよりますが、これにつきましても今までやっております木室小学校、それと同程度の補強が必要だということになれば、これもあくまでも概算ですけれども250,000千円程度はかかるんじゃないかと思っております。

いずれにしても、数字につきましては実際やっておりませんので、概算ですので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

1番。

1番（古賀龍彦君）

御説明ありがとうございました。

やはり大変大きな予算が必要であり、今の厳しい財政ではすぐに取り組むのは難しいと思いますが、早急に前向きな検討が必要だとは思いますが。

実は、視察先の敦賀市、長浜市、両市とも建物が古かったので、この防災センター耐震化計画の有無を質問してみました。その答えは、敦賀市では耐震診断、耐震補強工事をすると大きな金額になるので、どうせなら新設しようということで冒頭に紹介した防災センターを

建設されたようでございます。

また、長浜市では検討の結果、新設は無理なので、遊休化していた、新耐震設計構造の市民病院施設の一部に防災センターである災害対策本部を設置したとのことであります。

また、そのほかにも大きな地震で倒壊してはならない大切な建物に、災害時の避難場所でもあり未来を担う子供たちの生活の場でもあります小・中学校の校舎などがあります。

そこで2つ目の質問は、学校施設の耐震化計画についてです。学校施設についての耐震化計画は国の指導で平成9年から昭和56年以前の建物については耐震補強工事が始まっておりますが、その計画の具体的な進捗状況を御説明ください。

議長（井口嘉生君）

学校教育課長。

学校教育課長（鐘ヶ江 謙君）

それでは、学校施設の耐震化につきましては木室小学校と川口小学校、それに大川中学校の3校につきましては耐震診断を実施しております、その結果、大規模改造工事とあわせて耐震補強工事を完了いたしているところでございます。

今後の耐震化計画についてでございますが、今年度、三又小学校、大野島小学校、三又中学校の校舎、それと大川中学校の体育館、それと木室幼稚園の園舎の5施設の耐震診断を実施中でございます。

また、来年度において田口小学校と大川東中学校、大川南中学校の3校の校舎を予定しております、これが済みますと学校施設のすべての耐震診断は完了するという予定にいたしています。

また、その耐震診断の結果によりまして耐震補強が必要な施設につきましては、早急に耐震化工事を実施していくという計画にいたしているところでございます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

1番。

1番（古賀龍彦君）

ありがとうございました。

前年度までに小・中学校3校が既に耐震補強工事が完了し、今年度に5校、来年度に3校の耐震診断が行われるということでございました。子供たちが安心して生活できますよう一

日も早い耐震補強工事が完了することを希望いたします。

続いて3つ目の質問は、先ほど市長の答弁の中にもありました福岡コミュニティ無線整備事業についてです。

災害時には広報、情報活動がとても重要であります。敦賀市では地元の有線テレビに市独自のチャンネルを持ち、災害時に新しい情報を随時放送できるそうであります。これで市民は家庭にて正確な情報をキャッチできるのです。

大川市では広報活動の一つとして今年度福岡コミュニティ無線整備事業が計画されております。その具体的な内容や整備事業計画の進捗状況を御説明をお願いします。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

コミュニティ無線の整備の状況ということでございます。

コミュニティ無線につきましては、今年度実施計画策定のための避難所であるコミセン、それから小・中学校、公民館等、こういう箇所について業務委託をいたしまして現地調査をしているというところでございます。

壇上からも市長が申し上げましたように、この整備につきましては、来年度21年度、22年度、2カ年をもって整備をしたいというふうに予定はしております。ただ、この調査の結果、我々が想定したよりもより多くの費用がかかるような状況下になっておりますので、2年で整備できるのか、3年でできるのかということも含めて、今後検討をしていかなければならないと思っているところでございます。

実施設計の中では、大体支局のポールの高さを地上13メートルぐらいというふうにポールをしまして、アンプの出力最大が120ワット、4個のスピーカーを設置できます。どこまで届くかということは、1個のスピーカーから大体半径300メートル程度がいわゆる音声が届く範囲というような距離に今なっております。そういうことで、基本的には費用等々の問題とか、特に御質問では地震災害等々のことがありましたけど、本市で一番災害等としては、やっぱり水害ですね。こういう状況が近年の状況を見て非常に多いと、だから、そういう想定地区から段階的に整備をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

1 番。

1 番（古賀龍彦君）

どうもありがとうございました。このことも市民がいち早く正確な情報を共有するための大切なネットワークであると思います。早急な工事の完了を希望いたします。

これまでのまとめとしまして、大川市も敦賀市のように防災センターを新設できたらよいのですが、財政上すぐは無理だと思しますので、それならば長浜市のように新耐震設計された既存の施設に災害対策本部が設置されているように、大川市も既存の施設、例えば旧法務局の建物とか、そういうところに防災センター、災害対策本部を設置できないものかと考えます。

最後に市長にお尋ねします。

大川市の防災センター、災害対策本部の耐震化計画も含めた将来計画についてどうお考えか、お聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

当面の対応としては、今、議員がおっしゃいますように風水害の場合には現状の大会議室で十分対応できると思いますけれども、想定外の大地震といったようなこともあり得ますので、そういう場合にはおっしゃるような耐震構造のところに対策本部を移動するような、そういうルールづくりといいますか、ルールの変更も視野に入れておかなければならないというふうに思いますが、本格的な耐震設計がなされた新規のいわゆる防災センターといったようなものをつくるということにつきましては、なかなか現実の時間射程の中では非常に難しいんじゃないかというふうに思っておりますので、さはさりながら災害対策本部が機能しないということでは意味がありませんので、今おっしゃいましたようなことも含めて、耐震設計がなされている建物に随時機動的に本部が移動できるような、そういったことも視野に入れながら少し柔軟に考えていきたいというふうに思います。

議長（井口嘉生君）

1 番。

1 番（古賀龍彦君）

市長、御答弁ありがとうございます。

「転ばぬ先のつえ」や「備えあれば憂いなし」と申します。市民が安心して暮らせる安全・安心な防災センターの早急な設置を希望して私の質問を終わります。最後まで御清聴ありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。一般質問を続行します。

次に、12番石橋正毫君。

12番（石橋正毫君）（登壇）

皆さん、おはようございます。議席番号12番、ニューウェーブの石橋であります。

いよいよ12月に入りまして街なかにはクリスマスも聞こえまして、歳末商戦が始まっておるわけでございます。年末と言えばクリスマス、クリスマスと言えばクリスマスケーキでございます。ケーキにはイチゴがなくてはケーキにならないわけでございますが、大川特産のイチゴ「あまおう」につきましても生産者の皆さんの大変な御苦労によりまして出荷が順調に始まっておるわけでございます。毎日東京、大阪方面へ大型のトラックで積み出されておるわけでございますが、ことしの「あまおう」は生育も順調でございまして、非常に大粒で真っ赤な味の濃い良質のイチゴに仕上がっていると思っております。

私、9月議会におきまして大川の誇る「あまおう」のトップセールスを訴えておりましたけれども、このたび市長におかれましては、麻生県知事に対し大川の「あまおう」の品質と生産者の高い生産意欲をアピールしていただく予定と伺っております。大変ありがたいことでもあります。今後とも農業者が希望の持てる農政の推進につきまして、よろしく願いを申し上げます。

さて、今年は長引く地域経済の低迷に加えて、アメリカに端を発しました金融危機が全世界に波及しております。100年に一度という不況状態にあるわけであります。その中で、470年の長い歴史を持つ私どもの大川市、この出荷額日本一という自負をしていた大川家具が愛知県の産地にその座を奪われたというニュースは、私どもにとりまして衝撃を与えたわけがあります。今後、官民を挙げてその座の奪還に努めていかなければなりません。私どもも議会におきましても、今後一層の努力をしていかなければならないと強く感じておるところでございます。

しかし、一方では明るいニュースもあります。3月29日、地域高規格道路、有明海沿岸道路が部分開通をいたしております。高速道路に次ぐ重要な道路でございます。福岡県南部に

位置し、今日までJRもない、私鉄もない、高速道路もない、陸の孤島だとさえ言われてきたこの私たちの大川市でありましたけれども、沿岸道路の開通は私たちにとって大きな喜びであり、地域活性化の起爆剤であると確信をしておりますのであります。このことから、今回有明海沿岸道路の開通が大川市の活性化にどう寄与するのか、行政として開通のメリットをどう生かしていくかについて質問をまいります。

まず3点についての的を絞ってお尋ねをいたしたいと思いますが、まず市内の道路事情の変化についてお尋ねをいたします。

この沿岸道路建設の目的は、国道208号線の渋滞緩和と大牟田市から大川市、さらには佐賀市、鹿島市への都市連携による交流促進がねらいであります。3月29日の供用開始以来8カ月を経過いたしましたけれども、大川市内の道路事情にどのような変化が見られておるか、また開通後の沿岸道路の利用状況についてお尋ねをいたします。

次に、大川中央インターチェンジ以西への沿岸道路延伸の見通しについて、特に大野島インターチェンジまでの事業の進捗状況についてお尋ねをいたします。

最後に、有明海沿岸道路が大川市の産業振興に果たす役割について。特に、観光産業振興との関連について市長の見解を求めます。

具体的な質問は自席からいたします。どうかよろしく願いをいたします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

石橋正毫議員の御質問にお答えをいたします。

有明海沿岸道路の開通に伴う市内の道路事情の変化であります。国土交通省の交通量調査によりますと柳川市から大川東インターを通過する車両は、平成20年6月3日の12時間調査で6,403台となっております。また、有明海沿岸道路の供用開始により市内の幹線道路であります国道208号の交通量は若干減少している状況にあります。これは、佐賀方面へ向かう一部の車両が有明海沿岸道路から新田大橋を通過して大野島、佐賀方面へ向かう交通流動に変化しているためと考えられます。

次に、大川中央インター以西への延伸の見通しと大野島インターまでの事業の進捗状況についてお答えをいたします。

有明海沿岸道路の大川中央インターから大野島インター間につきましては、平成11年1月

に都市計画決定されており、国土交通省において現在調査設計が進められております。なお、筑後川をまたぐ橋梁については、関係機関との協議が行われており、今後、設計に必要な測量や地質調査が行われる予定と承知いたしております。

また、有明海沿岸道路の大川佐賀道路の大野島インターから佐賀市嘉瀬南インター間につきましては、平成20年2月29日に都市計画決定されており、今年度基礎的な測量を行うための地元説明会が予定されていると聞いているところであります。

それから、次に有明海沿岸道路が大川市の振興に果たす役割、特に観光振興について所見を述べさせていただきます。

余暇時間の拡大や交通体系の整備から、観光形態は単一の地域観光から広域観光が主流になっており、その意味からも道路網の整備は観光振興にとって欠かせない要件であります。したがいまして、有明海沿岸道路と国道442号バイパスの開通は、本市の観光振興へ大きな条件が整ったものと考えております。今後も市外からの観光客の増加を図るため、これらの道路を活用した施策の展開に努力してまいり所存であります。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（石橋正毫君）

ありがとうございました。

沿岸道路が供用されて、その後の市内の状況については沿岸道路から新田大橋への流れが進んだことによって、市内は若干交通の渋滞、交通混雑は減っており、緩和されておるといような御返事でございます。私も感じておりましたが、まだまだ余り変わっておらないなというような感じがしておったわけでございます。今後とも事業の進展が願われるわけでございます。

また、大川中央インターチェンジ以西の延伸の件でございますが、これについては、橋の構造も今からいろいろ検討がなされるということで、しばらく時間がかかるんだなという感じでございます。今のこの交通の状態が、車の流れの状態がいましばらく数年は続いていくんだというようなことが感じられたわけでございます。

また、この沿岸道路と産業振興については、非常にこの道路網の整備が大川にとってはいい面で大きくこの条件が整ってきたという大まかな考え方がわかったわけでございます

が、それでは具体的に、私ちょっとお尋ねしていきたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、また、お答えをいただきましたように、アクセス道路の整備については、沿岸道路のアクセス道路の整備につきましては、今どんどん進めていただいております。一部に難しい問題もあるかと思っておりますけれども、整備が進んでおります。まだ時間がかかるようでございますけれども、この沿岸道路がさらに西のほうに進むためには、一番重要な課題というのはどういうところが考えられますでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

国県事業推進室長。

国県事業推進室長（今村辰雄君）

ただいまの石橋正毫議員の質問でございますが、国土交通省に現在までの状況についてお尋ねした経過によりますと、大川中央インター以西から大野島インター間につきましては、橋梁の予備設計を行っている段階というふうに聞いております。課題は何かということでございますが、要は、ことし連結式が行われました矢部川大橋関係の事業費が100億円を超えろといった大型の予算を要するといったことございまして、そういった経費軽減を今後どういった形で進めていくのかというのが課題というふうに聞いております。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（石橋正毫君）

国のほうにおきましても道路特定財源の問題が非常に厳しい問題になっておりますけれども、ひとつこの沿岸道路の事業の推進は、私たち大川市にとりましても非常に重要な問題でございます。今後の大川市の生命線だというふうに私も考えておりますので、事業が少しでも進展するように、市としても国県事業に真剣に取り組んで進展を図っていただきたいと思っております。

また、沿岸道路の車両の通行量につきましてもお尋ねをいたしましたけれども、1日では大体1万3,000台ぐらい通っているんじゃないかというようなお話でございますが、先日、矢部川大橋が連結式をやりまして、来春に開通するということでございます。大川 - 大牟田間で最大のネックでありますあの地点のポイントの開通というのは、今後、有明海沿岸道路の通行量が飛躍的に変化してくるんじゃないかというふうに思いますが、その辺と大川

市内の交通混雑状況というのは、先ほども申し上げましたように、西のほうに通じておりませんので、一向に混雑状況は変わらないと、むしろこの沿岸道路の通行量がふえるということによって、大川市内への車の流入量はふえると、まして、混雑状況はひどくなるんじゃないかと私は懸念しておるわけですが、市としてはどういうふうに解釈をさせていただきますでしょうか。今後の通行量の見込みです。

議長（井口嘉生君）

国県事業推進室長。

国県事業推進室長（今村辰雄君）

先ほどのお尋ねのお答えでございますけれども、矢部川大橋の開通後での交通をどういった形で渋滞を少なくするかという促し方でございますが、一応、現時点で暫定供用になっております堤の交差点におきましても佐賀方面へ分岐する意味で、できるだけ市街地への交通混雑を避ける意味で大野島のほうへの案内とか、そういったことで今後も強化をいただくように要請してまいりたいと思います。

以上です。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（石橋正毫君）

今までのお話で御説明によりまして沿岸道路の通行量はふえると、今後一層福岡県南地域の交流はそれによって促進されるであろうということはわかるわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、アクセス道路の整備についてはよろしく願いをいたしたいと思います。

次に、先ほどもお話がございましたが、特にこの筑後川にかかる新しい橋ですね、1つ大きな課題としては、経済的な理由というのがございましたけれども、先ほど連結式をやった矢部川大橋につきましては、この主塔の高さが約85メートルと、2本の主塔間隔が261メートルという極めて大型のプレストレストコンクリート斜張橋ということで、国内では最大であるというような大きな橋でございます。本当に土台が大きくて予想以上の沈下ということで開通が一年おくれるわけでございますが、本当に私も現場に行きましたけれども、この大きさは、すごいものがございます。とても雄大で、また美しい形の橋でもあります。これだけで、この沿岸道路の何か観光的な名所にもなるんじゃないかというふうに私は感じたわけ

でありますけれども、今度この筑後川にかかる新しい橋ですね、これは九州随一の大きな川でもありますこの筑後川でありますから、この橋は矢部川大橋をしのぐ規模の大きい橋であるというふうに考えるわけですね。今後調査が行われて、また設計もされるということでございますけれども、これもまた今後大きな大川にとっても観光的な一つのスポットになる要素を秘めておると私は期待をしているわけであります。

大牟田市から鹿島市までの延長55キロ、これが完成しまして九州自動車道や長崎自動車道へと間接的にでも結びつくと、こういうことになれば、三池港や佐賀空港などと重要なインフラが結びつく、あるいは整備されるということでございます、非常に広域的な交流が可能になると、こういうことがよくわかったわけでございます。この路線の整備が一年でも早く完工するように、さらに努力をしていただくように要望をいたしたいというふうに思うわけでございます。

このように、状況は広域的な交流に向かって大きく進んでおるわけであります。そういうことから、3番目の沿岸道路が大川市の産業振興に果たす役割、そういう中で、特に観光との関連について私はきょうお尋ねしたいわけでございますが、その観光ということに限定する前に、この沿岸道路、道路インフラの整備によって、先ほども市長からもお話ありましたように、国道442号線、あるいは385号線も整備が進んでおりますけれども、こういうふうな道路インフラの整備によって、例えば企業誘致など、そういうふうな産業面での、工業面での効果が出ておるのか、またその可能性についてどういうふうに見通されてあるか、ここでちょっと市長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

この道路は、御案内のように高規格の自動車専用道路ということで、なおかつ無料ということでもありますから、利用者からいえば非常に使い手のいい道路であります。そして、今現在のところ御承知のように大牟田から実質的には大川までつながりました。矢部川橋梁がつながりましたので、来年春には間違いなく一発で4市がこの道路の上に連なるということでもありますから、4市の連携という意味での競争がこの道路を軸に展開されるであろうというふうに思います。

その1つとして観光連携、こういったものも多分出てくるであろうと思いますが、この道

路が、やはり本当の意味で戦略道路として将来我々が夢を描くためのキャンパスになるためには、筑後川とか、そして空港周辺を通過して、少なくとも空港周辺まで早く開通することによって、この道路が本当の意味で戦略道路になるというふうに思います。

そうしますと、北部九州には及ぶべくもありませんけれども、陸海空3つの大型交通インフラが3点セット整いますから、産業振興、あるいは企業誘致、そういった面でもいろんな絵が描けるというふうに思っておりますが、現在のところは、まだ事業半ばということでございます。現状においては事業半ばでありますけれども、そういう将来の絵をイメージしながら、産業振興、あるいは企業誘致にどのような活用の仕方があるのか検討といえますが、方策を練っている、そういう段階であります。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（石橋正毫君）

ありがとうございます。

私もこの沿岸道路等の道路インフラ、幹線道路の整備が基本的な産業の振興であります企業誘致等に結びつくのが一番望ましいと思うわけでございますが、まだまだその成果は見えておらないわけですが、この大川の活性化について私たちは始終一生懸命勉強をしておるわけでございますが、基幹産業であります木工業や農業、水産業などの振興はもちろんでありますけれども、ここ数年毎回の議会の一般質問等を見ておりますと、非常に新しい産業といえる観光資源の開発という問題が非常によく出されておるわけでございまして、大川市にとりましても、今重要なこのテーマの一つになっているというふうに思うわけでございます。

大川にとって今まで余り縁がなかったと思われてきた観光でございますけれども、ここに来ていろいろ研究をされておりますが、果たして観光産業が大川に育っていくかというふうな問題につきまして市長の概念をお尋ねしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

御指摘のように基幹産業が余りにも強力でありましたがゆえに、余りそういうものに頼る必要がなかったという、ある意味ではハッピーな状況が長く続いたということでありまして、やはり一色の産業だけでこれからの市を支えていく、もちろん基幹産業、再生

していかなければなりませんけれども、産業構造を多様化していくということは、これは大切なことでありまして、その中で1つ出てきているのがやはり観光ということではありますが、この観光が持っている意味合いというのは、単に産業という側面だけではなくて、観光客が来るということは、その町にいろんな魅力があるということでもあります。その内容にいいものがあるって、そして、そこにアクセスしやすいという2つの条件が整って観光産業というのが発展していくといえますか、受け入れられていくということになりますけれども、まずは中身が大切であります。ところが、私どもは意外と見落としておったんですけれども、よくよく注意をして見ていると足元に本来輝く原石がたくさん転がっていたということが最近気づき始めたということで、今、その原石を磨くような作業が市民を含めてなされている、そういう段階というふうに思っております。

例えば、小保地区では小保地区の町並みのグレードアップ、あるいは歴史的な景観の再生、あるいは歴史的な風情の再生、文化の再生、そういったものを含めて魅力のアップに努めていただいておりますし、イチゴを含めた食、あるいは料飲組合などが協力していただいております大川の新しい食の開発、こういった大川の魅力の再発見というか、あるいはブラッシュアップというか、そういったものが、今、鋭意、官民足をそろえて取り組まれている状況でございますので、こういう努力をしばらく続けることによって、着実に観光産業というのは芽が出てくるんじゃないかというふうに考えております。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（石橋正毫君）

ありがとうございます。

大川にとっての宝石としての魅力の原石を掘り起こし磨いていくというようなことを言っていたと思いますが、すなわち私は、この観光産業の振興と沿岸道路という関連性についてきょうは申し上げておるわけでございます。大川市におきましても国指定重要文化財吉原家住宅を初め、筑後川昇開橋や風浪宮、清力美術館や古賀政男記念館など多数の観光スポットがあります。特に、近年は筑後川の大自然を生かしたクルーズとか、歴史的な町並みの風情を生かしたイベントの取り組み、さらにはまちの駅づくりや観光ボランティアの育成、大川の特色を生かした食文化の開発と、こういうふうに多彩な企画がされております。まさに原石をせっせと磨いておると、こういうようなことでもあろうかと思うわけではありますが、本

当に大川市内の観光資源は、ここに至って掘り起こしという段階は卒業するといっちはなんですけど、まだいろんな段階があるかと思えますけれども、大川市の資源の掘り起こしは、ほぼ出尽くしておると、出尽くしたんじゃないかというふうに私は思うんでありまして、次のステップアップをやっぴり図る必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

この大川の新しい魅力をこの観光資源の商品化ということで、この魅力を全国に向けてどのような方策で発信しようとしているか、また、今現在は発信をしておるのかということについて、ちょっとお尋ねをしたいと思えます。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（志岐良行君）

今の情報発信の方法についてでございますが、一昨年から旬の大川探し、それから昨年、イメージアップ研究会、そして、今年度は予算化もいただいておりますけれども、イメージアップした大川を伝える、そういうものの作成、DVDでありますとかCMといったものを現在作業中でございます。いろんな情報メディアを通じて、媒体を通じて大川のイメージを発信していくというような作業を、その作成を現在続けているところでございます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（石橋正毫君）

ありがとうございます。

新しい方法として、そういうふうな観光、DVDとかそういう映像メディアを活用して発信するということではあります、そこで、その点についてちょっと詳しくどの程度まで進んでおるのか、いつごろからそういう発信をやっていくのかということについてお願いします。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（志岐良行君）

現時点では福岡の業者の方と契約を結んでありまして、具体的にその方たちとどのようなストーリーでいくかというコンセプトを打ち合わせして、それをもとに現在いろいろな大川市内の風景とか、それから自然の風景、それから歴史の風景、そういうものを集めながら、現在まだその集約作業中でございます。それをもとに、基本的には今年度の完成というこ

とで契約を結んでおりますので、来年、年度末に向けてその成果物を作成していただくという、現時点での作業状況はそういうところでございます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（石橋正毫君）

官民挙げて観光資源の掘り起こしについては、今頑張っておるわけでありまして。この努力の成果は随分見えてつとあると、見えてきたんじゃないかなというふうに私は思っておるわけですが、今お話をいただきましたメディアを利用した広報もあります。私、聞くところによりますと、大川市内の観光マップを高速道路に配置されるというようなことも聞いたわけですが、まさしく観光が広域化した今日、本当に的を射ている、こういうふうに思うわけですが、市内の観光地の育成のために観光客をいかに誘致するかということの努力を行政としても取り組んでいただいておりますということがよくわかったわけでありまして。

今まで、きょうは沿岸道路の状況や大川市の観光の状況についてお尋ねをしましてまいりましたが、ここで述べたいのは、私は道路づくりから、今後は、道路づくりというのはまだ完成しておりませんが、骨格はもうできておるわけでありまして、この沿岸道路からの大川市への人の流れということも今確定しておると、そして、この状況はしばらく続くというわけでありまして、この人の流れの誘導ということでございます。今までの道路網、幹線道路網について道路で観光客が大川市を動くわけでありまして、いろんな大川市の観光スポットをどういうふうに皆さん方に周知していくか、案内するかということは、非常に大きな問題でございますが、そのような道路案内図、案内板というか観光スポット案内ということにつきましては、どういうふうに市は思っているか、何か計画があるのかということについてお尋ねをいたします。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（志岐良行君）

今、御指摘のとおり道路ができて大川の入り口まではお客様を誘導する条件が整いつつあるというのは現実でございます。その後、どのように誘導していくかということは、もちろんわかりやすい市内案内板の設置というのは大きな課題と認識しているところでございます。

そのためにも、まず入り口でお客様を大川市内へ向けてお誘いし、その後、また一定のエリアではポイントポイントの案内をするというようなものについては、サイン相互の連携がとれた公共サインの計画、大きくサインデザイン統一性のある形にして、その標識があればこっちに向かえばいいんだなというような、お客様を市内のそれぞれのポイントに誘導できるようなサインが必要であると考えております。私どもとしても庁内の関係課と検討を行ってまいりたいと考えている所存でございます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（石橋正毫君）

ありがとうございます。

いわゆるこのサイン計画というようなものはあって、これによって大川市へ来ていただくお客さん方がスムーズに大川市の魅力を堪能していただくようにやるんだというお話でございます。本当にこれは一番大事なことはないかというふうに今思っておるわけでございます。

今日、モータリゼーションがこのように顕著な現代であります。広い範囲からの方が移動するという最もよい1つの例は、大分県の九重“夢”大吊橋が一番優良事ではないかと私は思っておるわけでありますが、この大吊橋は、開業以来2年ちょっとになるということでありました。先日、ニュースでもあっておりましたけれども、入場者は400万人を突破したという話がニュースであっておりました。二度も三度も訪れるリピーターが多いということでもあります。私も3度ほど行きましたが、非常に景観が四季の変化に富んで素晴らしいところでございますので、皆さん何度もお通いになっておるといふふうに思うわけであります。

ちなみに、先月の28日現在で410万412人来られたというようにお聞きしました。当初予想された年間の入場者は30万人程度だろうというふうに当局は予想しておったそうでございますけれども、その予想を7倍近くも上回る驚くべき数字ではないかというふうに思うわけでございます。

平成18年度の大川市の観光入り込み客、これは先般の議会の一般質問でも報告がありましたけれども67万9,000人と、隣の柳川市は125万5,000人と聞いております。もちろん、そのすべてが沿岸道路を利用するわけではございませんが、将来、佐賀県や長崎県のお客さん、観光客も多くこの幹線道路である有明海沿岸道路を利用するということになっていくと思う

わけであります。

しかしながら、先ほどの御説明どおり、まだ大川中央インターから西の道路の建設がいましばらくかかる間、この沿岸道路の車の流れというのは、すべてこの大川東インターチェンジから大川市へ流入するという事態が固定していくというふうに思うわけであります。そういうことから、広域からのドライバーが流入する大川東インターチェンジは、いわば大川市の南の玄関口と、こういうふうになるわけでございます。

市長は、よく観光問題を言うときに、大川市へのお客さんをおもてなしの心で迎えるんだというふうにおっしゃいます。それはそうではありますが、おもてなしの心と、この表現は、やっぱりこのひとつ観光案内板ではないかというふうに私は思うわけであります。インテリアと古賀メロディのふるさと大川市へよくいらっしゃいましたと、ここが大川市ですよという大きなサインというか、私たちのおもてなしの心を示す形が案内板として大川市への入り口に今必要じゃないかというふうに私は思いますが、市長ひとつお考えをお伺いいたします。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（志岐良行君）

サイン計画の件につきましては先ほど御答弁したとおりでございますが、今、おっしゃいます歓迎の看板、そういうのは現在も市内にも3カ所ございます。案内、歓迎塔がございすけれども、確かに交通インフラが違うルートから有明海沿岸道路、442号バイパス、そういう形でできてきていますので、おっしゃる御指摘の歓迎の看板についても必要性は感じているところでございます。これも含めまして、先ほど申し上げましたサイン計画、これと統一した形で作成のほうも検討していきたいなどは考えているところでございます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（石橋正毫君）

必要性は考えておるといふ当局のお考えであります。今、市民のすべてが大川市の再生、これを願っておるわけであります。非常に低迷が長く続きまして、大川のイメージも非常に悪くなっていると、大川市民の気持ちも沈滞しておるといふふうに思うわけであります。しかし、今回の沿岸道路の開通というのは、冒頭申し上げましたように、非常にこの大川市にとっては明るいニュースであります。将来に大きく夢が広がっていると、夢が広がっておる

という、また市長から具体的じゃないとか言われそうでありますけれども、私はそういう希望が南のほうに、希望の光が差しておるといふふうに思うんですよ。やっぱりこういうものを先行して取り入れて大川市のイメージのアップを図っていかならいかんといふふうに確信をしておるわけでありまして。国道442とか385、それに沿岸道路と新しい幹線道路による新生大川市、本当に沿岸道路が開通したことによって大川市は生まれ変わったというイメージアップ、このモニュメント、記念碑として、私は大川再生を祈念する意味で、この案内板というのが必要であって、また、その効果は大きいといふふうに私は思っております。現在、一部の企業の看板が設置されつつあるというような状況であります。大川市の玄関口という、今申し上げましたように、南の玄関口と言っておりますが、そういうところに看板が林立するということは、景観上好ましいとは思いませんけれども、適切な場所を選定して一日も早くこの大川市の再生を願うモニュメントを設置していただきたいと、こういうふうに提案をいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。ここで暫時休憩いたします。

休憩中、直ちに議会運営委員会が開催されますので、議会運営委員の皆さんは議会応接室へお集まりいただきますようお願いいたします。再開時刻は13時、午後1時といたしますので、よろしくようお願いいたします。

午前11時34分 休憩

午後1時 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、6番今村幸稔君。

6番（今村幸稔君）（登壇）

皆さん、こんにちは。本日4番目、午後は1番目の質問者、議席番号6番の今村でございます。本日は通告に従いまして、入札制度についてとふるさと納税について2点を質問いたします。執行部の皆さんの誠実なるお答えをよろしくお願いいたします。

それでは、入札制度についてお尋ねをいたします。

昨年の9月議会でも同じ質問をさせていただきました。入札参加資格についてですが、参加資格の中に、「法第3条第1項に規定する本店、支店等を大川市内に有する者で、有資格

者名簿に登載されている所在地が大川市内に有する者」を「大川市内に本店を有する者で、有資格者名簿の所在地が大川市内である者」と限定できないかとお尋ねをいたしました。基本的には、市内に本店を有する者のみで設定を心がけ、今後、近隣市等の状況を参考にしながら検討をしたいとの市長答弁でした。今年度の条件つき一般競争入札参加要項の入札参加条件に、舗装工事について、「本店を大川市内に有し、有資格者名簿に登載されている所在地が大川市内であること」と明記されておりますが、舗装工事以外のすべての工事でも同じく「本店を大川市内に有し」と限定されるのかどうかお尋ねをいたします。

次に、昨年度、入札不調が何件かあったようでございますが、その原因が何であったかをお尋ねします。

原因には多々あると思いますが、特に多いと思われる原因を二、三点教えてください。また、その対応がなされておれば、その対応策もお願いをいたします。

次に、ふるさと納税についてお尋ねをいたします。

去る11月19日の新聞に当市のふるさと大使を務められている大川栄策さんが、ふるさと納税制度を利用して1,000千円の寄附をされたとの報道がなされておりました。これまでにふるさと納税として寄附された額は15件、1,275千円とのことですが、現在、その件数及び金額をお尋ねします。

次に、寄附をいただいた方へのお礼についてお尋ねします。

「大川市外にお住まいで1回に1万円以上の寄附をいただいた方には、お礼として大川ならではの味覚をお届けします。筑後川のえつ（酢漬けまたは甘露煮など）、筑後川天然うなぎ（蒲焼または白焼）、有明海のくちぞこ（煮付け）、大川のいちご、大川のいちじく、有明海特産のり、大川名物蒲鉾、思い出の味丸ぼうろ、懐かしい黒棒、ご希望を承り、いずれか一品をお届けします。季節限定品は、天然ものであるため、入荷次第発送となります。」と市のホームページに記載しておりますが、その業者は決められておるのか、お尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、あとは自席から質問させていただきます。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

入札制度についてであります。昨年の議会でもお答えをいたしましたように、参加資格

の条件につきましては、当然、地場企業育成等十分に念頭に置きながら、その上で一般競争入札導入の所期の目的を達成できるよう設定いたしております。特殊な工事や大規模な工事、あるいは工事種別によっては市内業者の数が不足する場合等は市外業者まで条件の範囲を拡大する場合がありますが、基本的には市内に本店を有する者のみで設定できる場合はそうした設定をしております。

公共事業は、地場企業育成と同時に、市民的利益を最大限に引き出すため、より良質なものをより安く調達する責務があることは申し上げるまでもないことであります。なお、本年度の入札参加資格者登録申請から名簿登録希望枠を3業種から5業種に拡大し、応札可能者数の拡充を図っているところであります。

次に、入札不調の原因につきましては、これまでの調査によりますと、最も多かった辞退の理由は、配置技術者の不足、次に設計金額と見積もり金額との乖離、その次に他の理由ということになっております。特に昨年度は、年末に災害復旧工事等がまとめて発注されたこともあり、先ほどの理由により参加者の辞退が相次ぎ、入札中止に至ったものではないかと考えているところであります。このことへの対応といたしましては、工事が一時期に集中しないように工事発注の平準化を図ったところであります。また、本年11月から市発注建設工事における現場代理人の常駐義務を緩和いたしております。

次に、ふるさと納税についてであります。12月1日現在で22件、1,365千円の寄附申し込みがありました。市外在住で10千円以上の寄附をいただいた方には、大川ならではの味覚9品から1つ選んでいただき、お礼としてお贈りしております。天然ウナギやクチゾコ、エツは、料飲、料亭、旅館の3つの組合から成る大川市三業組合連合会へ依頼をし、かば焼きや煮つけにしたものを真空パックにしてお贈りいたしております。イチゴ、イチジクは農協を通して、ノリは海苔共販漁連から購入することといたしております。そのほか、かまぼこや菓子類につきましては、個別に店舗に依頼をしているところであります。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

御答弁ありがとうございました。

それでは、壇上の質問に関連して入札制度について何点か、自席からお尋ねをいたします。

昨今、景気の低迷で民間工事はもちろん、公共事業の減少で市内の業者さんも非常に厳しい状況に置かれております。大学生の就職内定取り消しのワーストワンが不動産関連と建設業です。昨年の私の質問の最後に市長の言葉で、公共事業は市民からいただいた貴重な税をどういうふうにも有効に、また市民にお返しするかどうかというのが基本であるとの言葉でした。であれば、大川市内に、固定資産税、市民税を払っていただいている業者さんを地場産業の育成という点からでも最優先すべきではないかと思えます。できれば条例化はできないのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

先ほど壇上から市長が答弁申し上げましたとおり、公共工事につきましては、当然、地場産業の育成と、こういう観点を十分に勘案しながら、いわゆる市民の浄財で公共工事を発注するということになりますので、そこら辺を勘案しながらやっていくということでございまして、ただいま条例に規定はできないかと、これはちょっと無理じゃないかと思っております。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

どういう何かその、条例にできないというのは何か理由がありますでしょうか。ちょっとお答えをお願いしたいんですが。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

先ほどから申し上げていますとおり、公共工事の発注については、特に条件付きの一般競争についての資格の関係だと思えますけれども、そういうことで基本的にはそういう地場企業の育成という観点を十分に勘案しながら、その案件ごとにいわゆる設定をして、こうこうこうしていくと、こういうことではございますので、これを一律条例で市内本店に限るとか、そういうことは無理だと思っております。

以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

昨年の市長答弁の中で、近隣市等の状況を参考にしながら検討したいということでございましたが、近隣の市ではどういう状況だったのかをちょっとよかったらお尋ねをいたします。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

条例化ということでは多分ないんじゃないかと思っております。近隣の状況についても、当然、基本的考え方は各市町村同じだと思います。基本的には地場育成という観点を考えながら、案件ごとにいわゆる入札要件を定めていくと、こういうことになっていると思います。

以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

昨年もちっとお伺いしたんですが、金額的に大きいのはというような条件もちっと聞いておりましたけれども、久留米市では平成20年度、久留米市公告第何号に基づく工事発注表で予定価格が24,890千円の管工事、それと予定価格102,340千円の土木工事の参加条件の欄に、久留米市に本店を有する者と明記されております。それと、大牟田市では、ここ10年間、固定資産税、市民税を払っている業者を優先的に指名されているようでございますが、大川市では、10年間の固定資産税とか、そういう規定というのは設けられる予定はありますか、お尋ねをいたします。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

先ほどちょっと申し上げましたけれども、条例での規定ができないという考え方ですので、当然そういうこともする予定はないということでございます。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

今まで大川市内で実績が全くない業者さんが指名を受けて入札に参加されておるように聞いております。その中の1社が指名停止の処置を受けております。大川市競争入札参加審査書類要項提出書類の中で、工事経歴書、公共工事、またはその他の工事、事務所等の写真1つ、事務所外観及び事務所内の写真を張ることとの記載があります。また市のホームページの中に、平成20年度の入札契約制度改革についての不良不適格業者の排除という項目で、1つ、事業所訪問制度の導入とありますが、市としては実態調査を行っておられるのかどうかをお尋ねいたします。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

行っております。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

であるならば、今指名停止になっている業者さんは、ここに指名停止の理由が書いてありますけれども、このことは大川市建設工事指名競争入札参加資格者指名停止等処分要綱の別表2第7号に該当するとありますが、これはどういうあれですか。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

そのような不誠実な行為ということで処分をしていますけれども、具体的には、基本的にはいわゆる代表者等々の変更がなかなかスムーズにいったなかったということで、これはそういうちゃんとした代表者変更等々の登記等については、正しく正確に速やかにやっていってもらいたいということを踏まえまして、いわゆる不誠実なことということで処分をしているところでございます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

それもあったかとは思いますが、私が聞いた範囲では事務所という形式はほとんどなく、電話も転送でやってあったというような話を聞いておりますが、そこら辺は把握されておりますか。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

実態調査を実際しましたところ、そういうことはありませんでした。

以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

そういうことであれば私は問題がないと思いますけれども、今後とも、きのう何社さんかとお会いしてお話をしたんですが、ぜひうちにもというような形の実態調査をするべきだと、全部が行われていないようなお話を聞いたんですが、市内全部で行っていらっしゃいますでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

全部の業者をこういうことを行うということではございません。実態調査というのは、いろいろこう疑義を生じたときに抜き打ち的に調査をやるということでございます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

それでは今までに実績のある会社には全然行っておらないというようなことで理解してよろしいでしょうか。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

だから、発注者として疑義が生じた場合は、どういう業者であろうと行くということです。
以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

それと、市内のいろんな団体と災害防止協定を結ばれていると思いますが、風水害等の大きな災害が生じたときに、市内在住の建設組合員に機械や人的緊急支援要請をされると思いますが、そういうときだけ市内の業者にお願いするだけではなく、ふだんからのつき合いが大事だと思いますけれども、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

ちょっと御質問の趣旨がよくわかりませんが、つき合いということはどういう意味がよくわかりませんが、当然いろんな災害のときには応援協定も結んでおりますし、いわゆる大川市の建設業組合と協定を、これは消防本部のほうで結んでありますけど、そういうことからして、いろんなそういうときには御協力をお願いしているということでございます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

その中で1点ですが、防災会議に建設組合さんは呼んでいなかったというような話も聞きましたけれども、それは本当でしょうか。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

手違いで、最初の案内を出し損なったことは正直言ってございます。後はずっと会議に来ていただいております。

以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

それでは、御答弁ありがとうございました。

次に、昨年度と今年度の不調入札は何件あったでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

議員も御存じのとおり、今はいわゆる予定価格を事前公表しております。ですから、入札不調ということはありません。ただ、していますから、辞退、中止した件数のことだろうと思いますけれども、平成18年度の全体の中止になった件数は13件ございます。13件やる、これ。（「平成19年」と呼ぶ者あり）平成19年度です。19年度が13件かな。今、平成20年度現在では、今4件程度いわゆる中止をした案件があります。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

先ほどお伺いしたときに大体原因の中で多いのは、2点ほどやはりいただきました。現場員の問題で辞退されたんじゃないかというようなことですが、それに関しては今年度からは何か緩和措置をとっていただいたようでございます。それについては一応私のほうも把握しております。

もう1つ、工事価格が合わなかったというので辞退されたというのはわかります。その一因に、工事現場まで行く仮設道路が予定価格に入っていなかったり、残土処分費用は見えていなかったり、あるいは工事用の機械の大きさや搬出車両の大きさの違い等で予定価格をオーバーして辞退されたというような事例があると聞いておりますが、本当でしょうか。また、そういう工事を設計、発注されるときに事前調査をされているのかどうかをお尋ねいたします。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

業者の方が、金額が合わないということはどういうことでされたのか私のほう承知しておりません。ただ、いわゆる設計等々については、担当課のほうから御回答させていただきます。

議長（井口嘉生君）

上下水道課長。

上下水道課長（川野徳秀君）

工事については御承知のとおり、大きな工事から小さい工事ございます。それと土を扱います農業関係の工事、主に護岸工事ですね、これで残土処分とかの方法、それが仮設の方法ということで大分変わってくるわけですが、この歩掛かり一つとってみましても、国土交通省サイドの歩掛かりと農業関係のいわゆる農水省から出ている歩掛かりというのが基本的には違っておりまして、この違いが率直に言ってあることは御承知のとおりでございます。今できるだけ統一を図ろうということでされてはありますが、市のほうもやっぱり農水の工事をするときには、そっちの歩掛かりを使うということになりまして、そこで差があるのが一つ原因になっているのかなというふうには思っております。

ただ扱い方については、あくまでも農水省なり国交省の歩掛かりをしないと、こちらで調査する手段も持ちませんので、それをもとに積算をさせていただいておるということでございますので、あとはもう業者の皆さんに、いわゆる企業努力できるところは甘えざるを得ないというのが実際の現状でございます。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

その点ですが、またちょっと関連して後でお伺いしますので。それと不調になった原因ですね、それを公表されていませんが、これを何年か前までは業界新聞等で公表されていたと聞いておりますが、今後公表される予定はあるのかどうかをお尋ねいたします。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

そういうことはちょっとやった記憶もないし、今後もやるつもりはありませんし、ただ案件ごとの入札で辞退されたところは当然入札結果公表の段階でホームページ等々で公表して

いますけれども、当然、応札金額、辞退されたところは辞退というような形で表示をしています。

以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

発注前の段階では、仮設道路や資材置き場等に農地や空き地を借り受けるために区長さんや土地改良区の役員さんたちに、または地権者の方々には工事説明がなされておると思いますが、不調の報告がなされないと工事には地域からの要望が反映されている部分が多々あると思います。公表があればそれなりに皆さん納得をされると思いますが、公表がなされなければ、ここは何度お願いしても一向にやってくれないということになりかねませんので、ぜひ市報等でも公表をしていただきたいと思います。これは私の要望でございます。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

入札が一回中止になったら、いわゆるその工事をやめるということではございませんので、再度入札とか、いろんな方法で入札をやっています。それから、当初そういう入札を予定していた分が中止になった場合は、当然担当課のほうから当然地元等々については説明をしていると思います。

以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

そういうことは、地元といいますか、その区長さん、もしくは部落代表さんとか、そこら辺への御報告をぜひお願いをしておきたいと思います。

次に、道路工事や下水道工事等で交通整理のガードマンの費用が設計価格に入っていないとのことですが、国や県発注の工事には含まれておるとのことです。市発注の工事にはなぜ含まれていないのか、お尋ねをいたします。

議長（井口嘉生君）

上下水道課長。

上下水道課長（川野徳秀君）

今、下水道というお話も出ましたので、全体的なお話としてさせていただきたいと思いますが、これはいわゆるガードマンについては、基本的には警察との協議で置くか、置かないかの一番の目安は交通量でございます。もちろん国道等の場合は、もう当然交通量が多いわけですから置いていくと。それから、県道の工事でも交通量は市道に比べますと多いので、ほとんどの場合が置いていくということになっているかと思えます。ただ大川市の場合は、特に農業水産課で施行いたしますようないわゆる農道のとか、農地の工事については当然通行量もございませんので、ガードマンを置くということにはならないということになってきて、例えば、歩掛かり上は基本的には市道でいけば、1級、2級という市道については基本的には置こうというようなことでしております。ただ、それも基本的には置けるということであって、後は警察協議の中で必要がないということであれば置かないというような取り扱いをしております。ちなみに下水道で国道の工事とかはやっておりますが、この場合は当然置いて、計上してやっておりますので、そういうケースで違ってくると。これは歩掛かりのように一律にこの金額だから何人とかという計上の仕方ではございませんので、その点は基本的には交通量によって警察との協議の中で決定していくということになっております。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

その警察との協議ということでございますが、片側通行等の車線規制や道路使用許可の申請を警察署にするときには、ガードマンによる交通整理が条件での許可と結構なっておると聞いておりますが、そこら辺は御存じですよね。でしたら当然、ガードマンの費用も見るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（井口嘉生君）

上下水道課長。

上下水道課長（川野徳秀君）

この計上の仕方がガードマンというのは基本的に安全費の中で、基本的にはその中の一部として入っているということでございます。ただ、この工事は、例えば深夜とか、それを超えて、率を超えて大量に要るとか、5人も6人も置かないかんとかいう場合については個

別にしますので、ただ警察協議の段階では基本的にはそのときに事前に市のほうが協議をしております、それを持っていきますので、業者さんのほうでは申請する時点ではもう大体ガードマンの置き方については決まって、それから道路使用許可の申請に行ってもらおうということで取り扱っていると思います。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

その点ですけれども、もし交通事故等が起きた場合に、ただ業者だけの責任ではないと思います。発注者のほうの責任も過分にあると思います。というのは、5年くらい前だったと思いますけれども、佐賀市で、これは仮設でございましたけれども、仮設の矢板の長さはこちらでも設計には入っていないということでございますが、それが崩れて3名の方が亡くなられたという事例がありますね。そのときも発注者である県に相当の負担がかかっていると聞いております。ですから、ぜひそういう形でガードマン等の設置を義務づけられて、できるだけそういうことのないように、ぜひお願いをしておきたいと思います。

次に、落札率についてお伺いします。

大川市の現況は、平均でどれくらいでしょうか。先日の有明新報さんの紙面に柳川市の入札結果が掲載されております。11月5日の外堀線広場改修工事が13社の指名競争入札で落札価格64,845千円、落札率96.9%とのことでしたが、近隣の市での平均がわかっただけをお願いをいたしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

まず、近隣市の状況等々では把握しておりません。

本市のいわゆる落札率の状況でございますけれども、平成20年度まだ全部終わっていませんけれども、トータル的にいけば大体92.5%程度ですね、平均ですね。これはそれぞれの案件ごとにばらつきがございます。これは加重平均でございますので、総予定価格に対する総落札額ということで92.5%程度が今20年度の状況です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

ありがとうございました。

入札制度についての最後の質問ですが、落札業者との契約の前渡金が支払われていると思いますが、福岡県40%、久留米市40%以内となっておりますが、大川市ではどれくらいの金額が支払われているのかをお尋ねいたします。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（酒見隆司君）

10,000千円以上の工事について3割ですね、あと10,000千円未満についてはございません。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

どうもありがとうございました。

次に、ふるさと納税についてお伺いします。

ふるさと納税の活用についてでございますが、大川市のホームページに、1つ「ふるさとの“誇り”再び」というタイトルで、数学の学習サポート支援やソーラー発電設置、1つ「ふるさとに“居場所”再び」というタイトルでふるさと回帰応援事業、1つ「ふるさとへ“思い”再び」との3本の基本柱があります。また隣の柳川市では、使い道は寄附者にお選びをいただきます。1つ「柳川から世界へ飛び出せ」というタイトルで子供たちの教育サポート事業など6つの事業があります。「特にご指定がない場合は、市の事業に有効に活用させていただきます。」との記載があります。大川栄策さんの場合、西日本新聞の記事では使途については特に指定しなかった。また、毎日新聞や12月1日の市報に、音楽振興のために役立たせてほしいと言われたとのことですが、どういうところに活用していかれるのかをお尋ねいたします。もし、ほかにこういうことに使ってほしいという要望があった場合にはどのような対処をされるのかをお尋ねいたします。

議長（井口嘉生君）

企画課長。

企画課長（古賀文博君）

ふるさと納税への寄附金の使い道ですが、基本的にはホームページに上げておりますよう

に、この3つの施策について使わせていただきたいというふうに考えております。ただ本人が強い希望等もあった場合については、本人の意思もやはり尊重する必要がございますので、そういった場合はまた本人さんと御相談の上で、また対応を考えていきたいというふうに思っております。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

もう1点ですけれども、ふるさと納税の件数や金額等の公表についてお伺いします。

久留米市では、1つ「未来に羽ばたけ！くるめっ子」というタイトルで、こども生き生き応援事業等6つの事業がなされております。ふるさと久留米応援基金の申し込み状況ということで、各事業ごとの申し込み件数と金額をホームページに公表されております。当市でもぜひ公表していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（井口嘉生君）

企画課長。

企画課長（古賀文博君）

現在は発表する機会がある場合にだけ皆様方にお話をしておりますので、今の御要望につきましては検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（今村幸稔君）

御答弁ありがとうございました。

今までに御寄附をいただいた方々に心より厚く御礼を申し上げますとともに、さらなる寄附を期待して私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は13時50分といたします。よろしく申し上げます。

午後1時36分 休憩

午後1時50分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、16番川野栄美子君。

16番（川野栄美子君）（登壇）

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

きょう、ぜひ傍聴に来たいという方がいらっしゃいましたが、仕事が大変忙しいので傍聴は断念するけれども、ここには来られないけれども、心の中で聞いているというふうに先ほどその連絡がありました。

市長、どこの市、町に行っても、やはり皆さんそれぞれ努力をなさっているなということがわかりました。中でも、私どもが文教厚生委員会で福島県の矢祭町に視察に参りました。そこでは、コンセプトとして、この矢祭町をどんな町にしたいのかということを中心に議論されまして、ここは合併しない町として大変有名でありますけれども、その中で、この矢祭町が自立計画より行政の目的、先見性として何を求められているのかということですが、そのコンセプトは「子供は宝」でした。「子供は宝」というところにコンセプトを置きまして、元気な子供の声がる町というものを条例でつくっております。このために、たくさん貴重なお金が、この子供たちの成長のもとになるように、行政としていろいろな仕掛けがしてあります。中でも一番感心だなと思ったのは、ここの町の議会もそうだし、あるいは行政マンであります職員さんたちもみずから自分たちでやれることはやって、この町に一生懸命やっぱり頑張らなくちゃいけないというようなものがたくさんありました。

この報告は、私ども委員長が後ほど、その報告としてするだろうと思えますけれども、一番感じられたことは、やはりいろいろなものを計画し、それから議論をし、意見も言い、そういうことを積み重ねることによって、本当にこのような町にしたいと思えばなるんだなということが感じられました。

それと、もう1つよかったことは、私ども大川にいたら大川のよさとか、あるいはそのような欠点もなかなかわかっているようでわかっていない。特に長所などは離れてみないと、大川のよさは、この大川のまちにどっぷりつかってはなかなか見えないところがありますが、遠くのほうから離れて大川を見ると、市長の先ほどからの答弁で言うてありましたように、大川もきらりとするいろいろな原石がたくさんある、また人に負けられないようなこの木工産業もたくさんあるということでもあります。

そんな中で、きょうの質問はインテリア産業の先見性についてであります。

先を見るということは、行政にとってこれは重要な課題であります。インテリア産業の歴史とか伝統、これは私ども460年ぐらいの歴史を持っていると書いてありますが、大川市の基幹産業として、日本一の産地として、全国に名前が知られていました。そのようなインテリア産業のまちですけれども、経営者はいろいろなアイデアを出したり、企画に投資をしたり、新しい戦略をしたり、海外に進出したりで挑戦をしてきました。ここで一番難しいのは、一定の企業になって、この戦略をした中で、これをずっと保っていくということは、これはなかなか難しいことということが、今日になりましてそのいろんな会社が倒産をするというようなものが出ておりますが、いかにやっぱり続けていくことが難しいか、先見性を出す、その会社にとってのコンセプトを出すのが、やはりそれが無いと崩れていくというようなものも目の当たりにいたしました。

そこで、倒産をいたしますと何が一番困るのかといえますと、そこに働いていました社員さん（市民）の皆さんですけれども、その方が路頭に迷うことになってしまうということは、この大川市にとって大変損失であります。ですから、倒産がなるだけにならないように、行政は何をこれから本当に指導していくのか、あるいはどういうことをつなげていくのかということがとても大事になっていくだろうと思います。

インテリア産業の先見性をどのように行政は見ているのか。今までの過去、それから現在、これからの未来を通してどうやっていくのか、どのように計画をしているのかということ。大変抽象的でありますけれども、これをしっかり議論しなくてはインテリア産業は長続きしないと思いますので、先見性をどう見ているかにつきまして、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、日本一の産地でしたけれども、新聞報道などによりますと、この日本一の産地が変わったということが報道されております。市の当局は、そういう分析をどのようにされているのか、日本一の産業が消えたということは、それは本当なのかということをお尋ねしたいと思います。

次に、大川市教育委員会の指定を受けまして三又中学校校区、それから保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携の教育の研究実践報告会がありました。11月18日にあったんですけれども、これを見まして、一番よかったのは本当にこの大川市の教育もよそのまちに負けずに、立派になされている。これこそ私はたくさんの方に、大川以外の方にも見に来てい

ただ、大川市の教育はこんなにやっぱり頑張っているんだよということを、もっと宣伝されたいんじゃないだろうかと思えます。

この壇上から1つだけ、これはよかったなと思うことを教育長にぜひ知っていただきたいなと思って発言させていただきますけれども、一番よかったのは、中学生の学生さんが幼稚園とか、それから保育園などに行きまして、本を読んで聞かせたり、あるいは遊んでいく中に、最後に、もう授業が終わりましてお別れするときに、例えば、幼稚園の子供たちがその学生さんの名前、お兄ちゃんとかお姉ちゃんじゃなくてから、例えば、私は川野ですけど、川野さん、もうすぐ受験ですけど受験頑張ってくださいねというふうなことを子供たちが言っていました、そのときに「ありがとう、一生懸命頑張るからね」というような声を出しておりました。学校の先生が「おまえたち勉強せろ」と言っても、なかなかそれが通じないということでありまして、幼稚園の子供とか、保育園の子供たちがそういうふうにして「頑張ってるね」という言葉が何よりも私は素晴らしい教育の実践を見せていただいたなと思って感心した次第であります。

連携、それから協力という言葉は、行政の中にもたくさん出てきます。ところが、それを実践するというのがなかなか難しいものであります。この幼稚園、それから保育園、小学校、中学校の連携、その実践教育をこれからどのようにやっぱりされていくのか、課題もあるだろうと思えますが、ぜひ、その付近を聞かせていただきたいと思えます。

その中に、もう1つ、道徳教育というものがあります。この道徳教育というものは、やはりその小学校の低学年、それから高学年、それから中学校といろいろ内容は、計画はなされていると思えますが、あるいは幼稚園とか、それから保育園の連携の道徳教育というものはどうするのかというふうなものも、まだまだ見えないものがありますので、それを聞かせていただきたいと思えます。道徳教育とはということで問わせていただきたいと思えます。

教育長、御答弁になるだろうと思えますが、答弁の中にもっと深みを増して答弁をしていただきたいと思って、ある例を1つだけ壇上から申し上げまして、御答弁の中に入れていただきたいと思えます。

1つは、アメリカが日本の教育に非常に興味を持って、道徳教育をこの日本から学んだということがあります。私は、今から10年近くになりますが、地域の女性のリーダーを福岡県が外国にやりまして、勉強してこいという福岡県翼の会というのがあるんですけども、その中に行きまして、行ったところがアメリカとカナダでした。アメリカの教育の中に、例え

ば、中学校とか高校を視察しますと、教室の中にベビーベッドが後ろの教室の隅のほうにあるわけですね。「何で教室の中にベビーベッドがあるんですか」と質問しますと、「いや、ここの中に御夫婦がいらっしゃいますので、子供は休み時間にそちらのほうに連れてきて見るんですよ」というふうな回答がありました。

そういうところから、なぜそんなふうな感じになるのかというような質問をいたしますと、例えば、アメリカのその家庭の中に、AさんとBさんが結婚して、そして子供が生まれる。そこが離婚しまして、この男性が今度はCさんと結婚して、その中に子供を連れていくということで、各家庭でかなり複雑になっているというわけ。そこで生まれた子供たちは、家庭が意外と不安定であるから、早く自分たちは家庭的に幸せになりたいというふうなもので、まだ道德、一人前の人間になる前に、やっぱりそういう家庭を求めて結婚するというようなものの回答があったんですけども、そういうところから、アメリカも道德的な教育を本気でやらないと、このアメリカはどうなるんだろうかというような教育の状態でありました。

そういうことがありまして、今はどのような道德教育がアメリカでなされているかということちょっと調べてみますと、アメリカは例えば、道德の「道」というものは、やっぱりよい人間に育てるということが、このキーポイントにあります。その下に、徳目を教える、どういことを教えていくのかという徳目があります。そして、その下に実践をするという、この3段階になっているみたいです。

アラバマ州のフーパー市というところにプログラムがつくられていました。ジョージア州道德教育センターと人間性協議会という2つが開発をいたしております。毎月1徳目、それから1年間で9徳目、3年間で27学習徳目があっけまして、徳目の学習の中に、副読本などが入っております。副読本の中にも、動物たちが自然に親子で暮らしているその様子をわざわざ見に行ったりしている。それから、日本から学んだと言われてますことわざあたりを道德教育の中に、この徳目として入れています。

じゃあ、27の徳目は日本にしたら、どういうふうなものの言葉になっているんだろうかといってさらに調べてみますと、1年目は責任、それから、個性的、協力、思いやり、規律、友情、正直、礼儀、勉強。これが2年目になりますと、指導性、それから尊敬、独自性、平和、従順性、それから親切、勇気、満足、忍耐力。3年目になりますと、知識、決断力、感謝、寛大性、才気性、希望、公正、信念、服従というような27の徳目が入っております。

これから、私たちこの大川がインテリア産業の道を進めるためには一番欠かせないものは

人材教育というものが叫ばれております。その人材教育の中に、やっぱりこの道德教育として、郷土の先輩たちはどのような役割をしたかということも、これから入っていくのだろうと思いますので、そういうところ、道德教育はというところで質問をさせていただきます。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

インテリア産業関連の御質問にお答えいたします。

家具・建具に代表される大川地域のインテリア産業は、日本有数の生産を誇る家具産地として、また、これを支える木工関連産業の事業所が集積した国内有数の地場産業を形成しております。平成3年のピーク時には、出荷額約1,600億円を誇っておりましたが、バブル崩壊後は年々出荷額が減少傾向にあり、近年の消費者ニーズの変化、価値観の多様化、そして、輸入家具の急増などに加え、世界的な金融不安が高まるなど、経済環境は依然として厳しいものと認識いたしております。

これらの問題を克服するためには、将来の展望を見きわめていくことが重要であり、具体的には消費動向などの情報収集や情報分析、消費者からの意見聴取など、細かく行うことにより、市場競争力を高めること、すなわち、大川独自のブランド化を図ると同時に、他の政策を動員して、大川家具のイメージアップに努める戦略を展開していきたいと考えております。

次に、家具出荷額日本一に関してであります。平成18年工業統計により、筑後地区の家具・装備品出荷額が愛知県の知多・衣浦地区に抜かれたとの報道がありました。数値は数値として受けとめるべきものであります。現状においても依然として、大川は日本一の家具産地として業界からも認識されていると考えております。

その理由は、単に出荷額だけでなく、家具関連事業所の数、従業者の数、関連産業の集積度や全国のバイヤー業者が一堂に集う年4回の展示会の開催などは、他の産地の追随を許さないものがあり、総合的に見て日本一の家具産地としての地位は揺るいでいないと考えているところであります。

教育関連につきましては、教育長に答弁をいたさせます。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

石橋教育長。

教育長（石橋良知君）（登壇）

川野議員の連携教育の取り組みの概要と、今後の取り組みについてお答えしたいと思います。

この保幼小中連携の取り組みの背景は、平成18年7月、校長、教頭、教育委員会によります「大川市教育の現状と課題について」の話し合いの中で、その成果やよさも数多く上げられましたけれども、次のような教育の課題の現状が浮き彫りになってまいりました。

1つに、小学校や中学校に進級してきた子供たちの姿の中に、学校に不安やためらい、おもしろみを感じていない子、授業中に歩き回ったり、また元気がなくなったりする子、それに、学校に来たがらない、またはなじめていない子が多くなっている傾向が見受けられ、それは、集団の大きさの違い、教師の教育観の違い、担任制の違いなどの教育活動への戸惑いや学校生活での精神的な不安によるもので、いわゆる進級のつなぎの不十分さから、小1プロブレムや中1ギャップを抱えている子供の姿が上げられてまいりました。

2つに、子供の学力の面では、基礎学力と言われる基礎基本の内容が十分でない子、前の学習した内容を活用して問題解決していく力の不十分な子、学習意欲の少ない子、みずから考えたり判断したり表現したりする力が十分でなく支援や指導を待っている子。それに、徳育の面では、基本的な生活習慣の確立や規範意識の少ない子、思いやりや自立できていない子、我慢するといった耐性が身につけていない子。

さらには、健康、体育の面では敏捷性、柔軟性といった運動する能力とともに、走力、跳力、投力などの低下等が見受けられる現状が上げられたところでございます。

このような現状から、子供たちにもっと心の安定性を持った学校生活をするための方策や確かな学力の向上と、心の豊かさの育成並びに健康体力の向上をバランスよく培う必要性があるとまとめられてきたところでございます。

この課題解決のためには、幼児教育、義務教育それぞれの段階で、バランスのとれた知・徳・体の育成が重視されなければなりません。もっと子供の学びや発達の連続性・発展性を重視していく教育の観点から、保幼小中連携教育の推進を図る取り組みを重視しなければならないという結論が出されたところでございます。

そこで、この連携教育を通して、1つに小1プロブレムや中1ギャップの解消、2つ目に

学力の向上や豊かな心の育成を推進していく取り組みを進めていくことにしたのでございます。

平成18年9月、大川市小中学校連絡協議会を発足させまして、4中学校区単位で保幼小中連携を進め、三又中校区においては連携教育の先駆者として研究実践に取り組んでいただいたところでございます。

三又中校区では、「子供の学びや生活力をつなぐ教育活動の創造」のテーマをもとに推進を図り、その取り組みの内容といたしましては、1つに児童・生徒の理解のための情報の共有化、2つ目に確かな学力の育成のために、指導内容の系統性を重視した指導、学習の学び方の育成、指導技術の継続、例えば、学習の目当てをきちんと書く、まとめを明確化する、発言や板書等などの工夫。さらに、3番目としまして、豊かな心の育成のために、規範意識や道徳教育の充実・推進、当たり前が当たり前ができる、例えば、返事や身の回りの整理等、触れ合い活動を通じた交流などを図ってきたところでございます。

連携教育の成果といたしましては、1つに、小学生にとっては、中学校教師による授業や中学生との合同授業を通して、中学生の主体的な活動へのあこがれや親しみ、先生の専門性の魅力等を感じたりして、進級への希望や夢を広げていく子供がふえてきたことであります。

2つに、小学校、中学校の教師交流を通しまして、小中の一貫した学び方を身につけさせたり、共通の学習規律が統一され、生徒たちの真剣な学習態度や学習に集中する姿が多く見られ、学習内容の定着や学習意欲が旺盛になってきたところでございます。

3つ目に、保幼小中の教職員の連携教育に対する意識の高揚が見られ、先生方も子供理解に立った学習指導や生徒指導への意欲も高まり、小学校の細やかな指導、中学校の専門性のある指導等お互いに持てる学校文化のよさの学び合いが進められてきているところでございます。

4つに、校区で「小・中学校合同クリーン作戦」や「3校合同授業参観及び講演会」などの活動を通して、地域の人たちとの触れ合い交流も広がりつつあるということでございます。

課題としましては、たくさんの課題を抱えておりますけど、大きくまとめていきますと、1つに、確かな学力の育成の面からは、もっと授業・教師交流を通して、子供理解や授業改善、学習の学び方の工夫や各教科の連携カリキュラムづくり等を進めなくてはいけないんじゃないか。

2つ目に、豊かな心の育成の面では、2園3校で統一した目指す子供像を設定し、基本的

な生活習慣や規範意識の向上など、連続発展していく指導の仕組みや、さらに、学校のみでなく家庭・地域社会との連携を深め、子供の心の安定や知・徳・体のバランスの育成を図っていく工夫も必要ではないかという課題も浮かんでまいりました。

今後も、本年度の成果と課題を踏まえながら、この保幼小中連携教育をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、道徳教育における連携教育についてお答えいたします。

議員御指摘のように、道徳教育の充実・改善は、重要な教育課題であると認識しております。その道徳教育とは、人間が人間として、より人間らしく生きる生き方を学ぶ教育であり、人間の生き方やありようの問題であります。これからの道徳教育では、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、指導内容の重点化を図るとともに、自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法や決まりの意義の理解を深めるなど、道徳的価値に基づいた人間としての生き方について考えを深めていくことが今、求められているところでございます。

このように、重要な道徳教育を保幼小中の連携教育、つまり、学びと発達の連続という観点からとらえてみますと、幼児期においては、基本的な生活習慣を図るとともに、幼児が周りの人や物とかかわりの中で、他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちや、よいことと悪いことに気づいて行動できるなどの自立と協働の道徳性の芽生えが培われてまいります。

この時期は、先生や友達と触れ合い、ともに過ごすことの喜びを味わいながら、自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気づいたり、遊びを通して友達とのかかわりを深めたりしながら、思いやりの芽生えが育ってくるものでございます。また、友達と楽しく生活する中で、決まりの大切さに気づき、決まりを守ろうとする気持ちが育ってまいります。

小学校の時期においては、よりよく生きるための心構えやさまざまな体験や学びを通して、自己の生き方について基礎的な道徳性が培われてきます。

中学校の時期においては、小学校の学びをもとに、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方や社会とのかかわりを見詰めさせる内容が充実され、道徳的価値が裏打ちされた人間としての生き方について自覚が培われてくるものでございます。

この道徳性の発達について、決まりと公德心から一例申し上げますと、決まりを守ることに気づいてきた幼児たちが、小学校1、2年生では約束や決まりを守り、みんなが使うもの

を大切にするということを学び、中学年では約束や社会の決まりを守り、公德心を学習し、高学年では公德心をもって、法や決まりを守り、自他の権利を大切に、進んで義務を果たす学習へと道徳的価値内容を積み上げていきます。

さらに、中学校においては、法や決まりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律ある学習へと深めてまいります。

この例で述べました決まりと公德心の高まりと、現実の子供たちの姿を見ると、子供たちの道徳性の学びや発達、順次高まりが見えなくてはならないのに不安を感じているところがございます。

議員御指摘のとおり、道徳教育をより一層充実していくためには、現状の児童・生徒の発達状況を理解し、学びや発達の連続性・発展性を生かした指導を重視して、道徳性を培っていくことが大切であると考えております。

学校における道徳教育は、児童・生徒の内面に根差した道徳性の育成と道徳的実践力を育成するという双方から行われております。その道徳性は、よりよい生き方を目指してなされる道徳的行為を可能にする人格的特性でありまして、学校教育活動全体を通じて行う道徳教育で育成してまいります。

例えば、国語では国語を尊重する態度、算数・数学では筋道を立てて考える力や数学的な思考力、また、生徒指導では相互尊重と思いやりの態度などのように、すべての教科・領域で道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養ってまいります。

もう一方の道徳的実践力とは、週1時間の道徳の時間で育成してまいります。この道徳の時間では、各教科及び特別活動等と密接な関連を図りながら、道徳性を補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方について考えを深め、道徳的実践力を育ててまいります。

学校で行う道徳教育の内容は、次の4つの視点で構成されてまいります。その4つの視点は1つ、主として自分自身に関すること。2つ、主としてほかの人とのかかわりに関すること。3つ、主として自然や崇高なものとかかわりに関すること。4つ、主として集団や社会とかかわりに関することです。

つまり、道徳教育は、この自分自身、他人、自然や崇高なもの、集団や社会とかかわりを通して、基本的な生活習慣や人として、してはいけないことなど、社会生活を送る上で人間として持つべき最低限の規範意識、自他の生命の尊重等の道徳性を養いますとともに、それを基盤として法やルールの意義やそれらを遵守することなどの意味を理解し、主体的に判

断し、適切に行動ができる人間を育てていくということでございます。

議員御指摘のように、大川市の人づくりの観点から問い直してみますと、子供も大人もすべての市民が和やかな環境、雰囲気のもとに素直さ、当たり前前が当たり前前きちんとできる人。優しさ、いつでも、だれにも笑顔で思いやりの心で優しく。厳しさ、おのれに厳しく、ならぬことはならぬという強い信念で、いかなる困難や逆境、苦境に耐えてお互いに協力しながら、「住んでよし、訪れてよし」の郷土大川市を創造していくため、今、大きく動き始めました学校・幼稚園・保育園・家庭・地域の密接な大きな連携を通して「夢を抱き自ら学び、自律と思いやり、感謝の心を持ち、心身ともにたくましく、きらりと輝く子ども」の育成に向けて努力していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

16番。

16番（川野栄美子君）

ありがとうございました。特に教育長の答弁は大変詳しく、それから小さいところも配慮されて御答弁いただいたものと思い、随分ここに、答弁されるまでには時間を割いていただいたんだろうと思います。

質問させていただきます。市長にお伺いいたします。

先ほど、インテリアをどのように方向を見ているのかということをお伺いいたしましたところ、一番いいところは1,600億円ほどありましたものがずっと下がっているけども、これからはブランドを立ち上げ、情報とか消費者の声も聞きながらやっていきたい、そっちの方向性に向けていきたいというふうにお答えをいただいたんですけれども、まず、木工のその歴史を見ますと、インテリア産業というようなものを使い始めたのと、木工を使ったのと同じと出てまいります。なぜ、木工というものからインテリア産業に言葉も変えてしたという視点、このインテリア産業になったのはどういう視点でそういうふうに変えて、大川はインテリア産業のまちとしたのでしょうか、その付近どうぞ。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（志岐良行君）

インテリア産業のまちとなったのは、ちょっと私自身そのときに、この職場にいなかった

もので、あくまでも想像で申しわけありませんけれども、確かに木工のまちであるというときには470年の歴史から育ってきた職人のまち、そういう私の小さいころは家具職人さんが1人で1から10まで組み上げていったというような幼いときの記憶がございます。それから、だんだんだんだん大規模な工場形態になっていって、そこではいろいろな種類の家具、また建具、そういう木製品がつくられていって、そのようなところから、生活空間を提案するというような意味でインテリア産業のまちということで発展してきたのではないかと考えるところでございます。

議長（井口嘉生君）

16番。

16番（川野栄美子君）

志岐課長お尋ねしますけど、木工のまちというふうに言っていた場合には、私もちょっと調べてみましたが、もっともこの日本のよさ、日本の家具的なものがすごく皆さんに売られていた。インテリア産業というようになったときには、ほとんど洋物ですね、いすとかテーブルとか、そういうふうなものに変わってきておりますね、調べてみるとですね。

だから、おっしゃるように、インテリア産業といったら、もう広い意味のものを踏まえたものをしているんですね。このインテリア産業の基盤として、何を売っていくのかというのは、やはり精神的なものがこのインテリア産業の中に含めたものとしてあると言われております。だから、その付近も踏まえて、インテリア産業の方向性を見る場合には、そういう観点も見ないと、これからの方向性はなかなか難しいであろうと思います。

それで、市長お尋ねしますけれども、45年の歩みということで大川家具工業会のお祝いのあれが、45周年の記念があったんですけど、このとき市長もおいでになりまして、市長の言葉として、こういうふうここに書かれてあります。「大川市といたしましては、基幹産業でもあるインテリア産業の振興が市政の重要課題の一つであると位置づけております」ということを書いていまして、「今後とも、さらなる連携と協力をしていく所存であります」ということで、「先人が築いた伝統を守り、育成し、真のその日本一のインテリアのまちとすることを私どもに課せられた使命だと心得ております」ということでしてありますが、先ほどの答弁で市長は、家具のその産地としての地盤としては今でも日本一のそのインテリアシティであるということを言われましたけれども、やはり、私は新聞に載ったということは、ここの大川市民にとって非常にやっぱりショックだったろうと思うし、私もショックでした。

市長もちょうどそのときに県庁かなんか行ってあって、新聞に載っていましたが、慌てて関連の方にいろいろよろしくお願いしますというふうな感じをおっしゃったと聞いておりましたが、市長、そのような新聞ごらんになりまして、どのようなお感じを得ましたでしょうか、よかったですらお気持ちを聞かせていただきたいと思います。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

ちょっと質問の御趣旨というか、心がよくわからないんですけども、壇上からの答弁にありましたように、どのような統計値であったにしろ、公的機関がとった統計値において、大川市が衣浦地区に抜かれたということについては、大変なショックということであることはもう間違いないわけでありまして、ただ、今、中身につきまして担当課で分析をいたしておりますけれども、全く同列の内容ではないようでございます。壇上からの答弁でもありましたように、いわゆるその木製家具を中心とした家具、建具、特に家具ですけれども、そのことについての生産の能力、それから技術、それからバイヤーを寄せる力、そういう総合力で比較をすれば、もちろん出荷額というところではその統計値では抜かれたんですけども、まだ総合力では日本一の家具関連の地場産業を持つ土地、まちということでは、それほど揺るいでいないというふうには思っております。

ただ、そういうふうな認識は持っておりますけれども、そのところに安住することなく、当然出荷額においても首位奪還に向けて官民一体となって努力すべきは当然であります。

議長（井口嘉生君）

16番。

16番（川野栄美子君）

インテリア課にお尋ねしますが、インテリア課はいろいろなイベントとか、いろいろなものをなさっていますけど、インテリア課の例えば、よその方が来て、インテリア課とは大体何ですかというふうに聞かれますけど、インテリア課の仕事というものはいま一歩わからないとおっしゃいますが、インテリア課の仕事、一口で言えばどういう仕事なのでしょうか。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（志岐良行君）

インテリア課の職務でございますが、インテリア課には2つの係がございます。木工振興労政係と商業観光係です。

今、川野議員おっしゃいましたイベント的なものについては、商業観光の所管する観光協会でありますとか、そういう係の分担として全体的な観光事業のほうをやっております。また、あわせて、インテリア課の職務の中には木工まつりの本部の中にも入っていきますので、そういう意味では、市の一大イベントの分もインテリア課の所管でございます。

ただ、大きくは先ほどの2つの係の分と申し上げましたけれども、ウエートが一番大きいのは産業振興への支援、政策というのが一番大きなウエートではないかと認識いたしております。

議長（井口嘉生君）

16番。

16番（川野栄美子君）

木工振興をされていますけれども、連携は例えばどんなふうなところでつないで、振興をよりするために情報として、どういうところにつないでありますか。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（志岐良行君）

一番は振興センターの役員会の中にも入ってっております。振興センターには、各業界、業種が構成団体としてなっておりますので、その中にも入ってっております。

それとあわせて、木工振興という形ではございませんけれども、商工会議所の中へも連携をとって行っているところでございます。また、常に大川家具工業会、それから、大きくは建具事業協同組合、そういう組合、木材事業協同組合、いろいろな団体とも連携をとっていると、私どもは認識いたしております。

議長（井口嘉生君）

16番。

16番（川野栄美子君）

それでは、今おっしゃいました連携している中から、今どういうものが課題として上がっているのでしょうか。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（志岐良行君）

木工関連のすべての事業について、日本国内の一番は消費の低迷の影響をすべてのところが受けている。特に、一番は消費者への窓口であります製品の部分。また、その製品の出荷が少なくなることによって、資材を供給する木材事業協同組合、それから、また全体を、そういう製品を全国に運ぶ流通業界、いろいろなところにそういう波及がっておりますので、一番はその消費の拡大に尽きるのかなと認識いたしております。

議長（井口嘉生君）

16番。

16番（川野栄美子君）

それでは、そのような課題がある中に、インテリア課も含めてでありましょうけれども、皆さん方、課長、管理職であります。管理職のその課以外と連帯を踏んで、このような重要な課題をどのようにしたらいいかというふうな感じのものをお話しを、この市役所の中では、課以外のものでお話しをされたことがあるんでしょうか。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（志岐良行君）

具体的にはやっておりません。

議長（井口嘉生君）

16番。

16番（川野栄美子君）

消費が低迷して売れないということは非常にやっぱりこの行政、商売する方もそうですけれども、重要な課題だろうと思います。やはり矢祭町を先ほど申し上げましたけれども、あそこが課だけではやっていけないから、やっぱり全体としてどうするのかという。だから、自分たちの課以外のところがよくやっぱりその課の長所も欠点も見えるところがあって、いいアイデアが出るとおっしゃったことがあるんですけども、そういうようなものを緊急の事態でもありますので、インテリア課が中心になって、皆さんのどのようなアイデアを出していただくというふうなものはする気はありませんか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

今、担当課長が申しあげましたのは、担当課としての狭い意味で、そういうことはやっていないということをお願いしたと思うんですけども、庁全体としては、担当課を中心にして経営会議の中で、その課題は取り扱っているということでもあります。

る御質問っておりますけれども、まず、大川のインテリア産業が日本一の座を滑り落ちたということが質問の出発点ということでもありますけれども、私どもは今の大川の基幹産業の苦境の原因というのは、これは多分、皆さん方も共通認識だと思うんですけども、構造的な背景を持っているということでもあります。それはよく言われておりますように、生活習慣のある種の洋風化、それから、輸入家具の急増、それが基本的には一番重要な、大きな要素だろうと思いますが、もっと言わせていただければ、20年ぐらい前から結婚の形態がかなり、形式的な結婚の形態も変わってまいりまして、かつては家と家の結婚というような意味合いがありまして、婚礼家具というのはある種必須道具というような格好で以前は持たせておりました。嫁がせる娘がそんなに要らないというような思いがあったにしても、親が持たせるといったようなことがありまして、婚礼家具が全盛時代を迎えていたわけでありまして、ちょうど20年ぐらい前から、結婚というのは家と家の結婚ではなくて、個人と個人の結婚であると、つながりであるというようなことがある種当然のように出てまいりました。仲人もない結婚というのがある種ファッション、もう現在におきましてはほとんどが仲人を立てないといったようなことがございます。したがって、婚礼家具といったようなものが、まず最初に大きな打撃を受けて、残念ながら現段階においては本格的な婚礼家具メーカーというのは大川から消え去ったということでもあります。

私どもは、この議員がおっしゃっておられます先見性というのは、その裏返しのようなことではないかというふうに思うわけでもあります。今後、世の中の価値観がどう変わっていくのか、それから、同じ20年前で言いますと、中国という国はまだ本当の意味での社会主義国でありまして、市場原理というのは全く存在していなかった。ところが、鄧小平というお方が改革開放という大きな国の政策の転換を行って、政治体制はともかくとして経済の面では自由主義の中に入ってきた。そしてそれを後押しした基本的な理念というのはいわゆるグローバル経済というやつであります。我々は、グローバル経済ということで、非常に耳心地のいいものとして受けとめておったんですけども、まさか自分たちの首が絞まるとはだれも

思わなかった。そこまで思いをいたす先見性のある人というのはそれほどいなかったと思うんですけども、多分議員が言っておられる先見性というのは、感度よくそういったあたりまで見通すということで、産業政策を組み立てていくべきではないかということでもあります。

したがって、私どもはこれから、そういう先見性を持って業界と一体となって、今後、世の中の価値観がどう変わっていくのか。そして、中国という国も果たして世界の工場と言われておりますけれども、生産基地として安定的にこれから発展していくのか、環境問題でひょっとすると頓挫するのではないか。いろんな可能性も予見しながら、どういうものがどういう産業形態、どういうものを目指していくべきか。これは、まさに戦略的に見定めながら対応していかなければなりません、同時に大切なことは、やはり企業として生き残っていかなければなりませんので、戦略的に遠い先を見通すような政策を立てると同時に、目の前の利益を確保する、これも合わせわざでやっていかなければならない。その両々が相まって、我々の基幹産業というものが今後、再生発展していくんじゃないかというふうに思います。まさに先見性というのは、繰り返しになりますけれども、そういうふうに我々はとらえているということでもあります。

議長（井口嘉生君）

16番。

16番（川野栄美子君）

市長がおっしゃったとおりで私もそのような考え、全く同感であります。

先を見るということは大事ですけど、今、市長おっしゃられたように、今現在、家具が売れなくては、何とも言えないものがありますけど、先を見る中にもう来年入ったらすぐ、アメリカのオバマ大統領が大統領になります。そうしましたら、また、今までと違ったようなものが日本に押し寄せてくるんじゃないだろうかなというふうなものも言われていますけれども、やはり大川の家具をもちろん売っていくんですけども、そのインテリア産業のコンセプト、これは何なんでしょうか。これが出たら先見性も見えてくると思います。インテリア産業、木工のコンセプトもいいですけども、いろんなものをしていく中で、一番最初、ここの原石みたいなものは何で売っていくんですか、お願いいたします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

そのあたりは、まず議員の考え方もお聞かせいただきたいぐらいのところでありませうけれども、1つ思いますのは、やはり問題のもう1つ大きな要素というのが価格形成能力がないということでありませう。これは、家具だけに限らず、家電ですらそういうふうに言われておられます。価格形成能力を持っているのは最下流と申しますか、消費者に一番近いところにいる人が価格形成能力を持っている。したがって、一番強いのは今、量販店でありませう。量販店が大きなメーカーをいわば価格を支配する、そういう状況があります。そのところを見ていくと、我々は消費者に一番近い、あるいは消費者に訴えるようなものをつくっていく。そのところが一番重要だろと思うんです。その消費者に訴える要素とは何かということでありませうけれども、デザインとか、そういったものは一般的にはよく言われますけれども、これはなかなか好みもあります。そうではなくて、もっと普遍的なものが私はあるんじゃないかというふうにおもう。

例えば、1つの例で申しますと、それはやっぱり環境とか健康とか、そういうものではないかというふうにおもう。例えば、環境という切り口で申しますと、大川の家具はある国の家具に比べて、同じものをつくる場合に炭酸ガスの排出量は10分の1で済んでいるんです。あるいは、間伐材を1割使っているんです。例えばです。そういう話ですけれども、そういったことが消費者に見えてくれば、価格差が多少あったとしても、消費者にとっては魅力ある商品として映るんじゃないか。そういうふうになってくると、量販店も大川の家具を店頭で置きたいというようなことになってくるでしょうし、そうすると、価格形成能力が我がほうに多少出てくるということになるんじゃないかというふうにおもっております。

1つキーワードは、やはり価格形成能力を我々の手に取り返すためにはどうするか。そこはやっぱり消費者と直接つながるようなことを考えていく必要があるというふうにおもっております。

議長（井口嘉生君）

16番。

16番（川野栄美子君）

市長、組子というのは御存じだろとおもいますがけれども、これは大川の伝統的な産業の一つになっています。この組子を例えばどうやって売っていくのかというような問題になったときに、やはりこの組子に文化というのがあります。その組子の中で、何が一番いいかと言ったら、組子を小さく切ってそのつなぎ合わせていくというようなものではなく、それを、

組子を生活の中、家の中に取り入れて、あるいはこうだそうです。明かりが昼間はその組子を通して光が家の中に入っていく。夜になったら、今度は家のほうの明かりが組子を通して外に出ていくというような文化をつくっているそうですね。組子はそういうものをするために、やはりそういうふうにつくられたというふうな感じで、つくる人がおっしゃったんですけれども、だから、組子というものは、やはり間にすき間があるんですけれども、光がその中から出て、そして、夜だったらそれと同じようなものが影として映るというようなものがあると言ってありますけど、だから、その組子のよさをある程度研究していくと、そういう生活の中で楽しむことができる、そういう空間を楽しむ。そういうことを見て喜ぶというようなものが組子の最大の楽しみ方でありますよということを、組子をつくってある方からちょっと御指導してもらったことがあるんですけれども、私たちは余りにも忙しい生活をしていて、そういうふうな組子から夜の光を通して、外のほうにそれが出る。そういうふうなものを楽しむというようなものを何となく今まで、私も余り考えたことがなかったんですけれども、そういう昔は楽しみ方をしていたということだから、家具も洋物はわっとアメリカのほうから入ってきたり、ヨーロッパのほうから入ってきて占領されて、これあたかも日本でいすというものは昔からあったような感じがしますが、やはり家具の歴史なんか見てみますと、日本はほとんど家具というものはなくて、広いような空間を楽しんできたものであります。だから、もっともっとやはりそれがなぜ楽しむことができるか、なぜこれがつくられているのかということもやはり研究する必要があるだろうと思います。

組子のことを申し上げましたが、きょうの新聞に載っていましたが、パリで展示会があるということで、九州発ジャパンプランド、博多織、それから大川家具、久留米がすり、薩摩切子ということがあって、2009年の1月22日から24日までパリで開くことができる。ここで商談ですね、これをどうやって売るのかということも書いてありますが、フランス、それから英国、ドイツ、イタリア、そういう流通業者を集めて、日本の伝統や素材を生かした商品売り込むと書いてあります。これは、パリで、外国でどのようにこの日本のよさ、日本のよさをアピールしていくのが大川家具のこれから課せられたものではないだろうかというようなものが、この新聞を見て何となくわかってきたんですけれども、市長でもそれから担当課の志岐課長でもいいですけど、どうぞお願いします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

家具、建具は当然でありますけれども、文化的な要素といいますか、それを多分に含んでいるのは当然であります。本市における家具類の生産においては、いわゆる和風家具をつくっておられるところ、それから、やはり洋風的な家具をつくっておられるところ、それはそれぞれの企業の経営方針によって変わるわけでありますけれども、家具に文化が内蔵されている、内包されているというのはある意味では当然かもしれません。例えば、イタリアとかフランスとかというところの家具というのは、まさにヨーロッパ近世の美術文化というのが反映されておりますし、北欧の家具はまさに北欧の生活文化が内包されておりますし、そういう文化を含んでいるのは当然でありますけれども、今、御指摘のように、家具もある意味ではその楽しみ方を提案していくというのは一つのある種の商売のやり方かもしれません。家具に限らず、食べ物につきましても、その食べ方というか、そういうものを提案して、全体の消費を伸ばしていくというのは一つの手法でありますから、消費といいますか、家具の消費を伸ばしていく上において、その楽しみ方を提案していくというのは一つの大きな有力なやり方というふうに思いますが、そうであったとしても、その楽しむものを内包していなければ、そういう提案もできないわけであります。まさに文化というものが含まれた特殊な商品ということになるかと思えます。

少し論点を整理させていただきますと、出発点が先ほど言いましたように、日本一からの転落ということで御質問の出発点がなされておりますので、その反転攻勢に向けた我々の取り組みにつきまして、今、問われる範囲の中である申し上げてきたところでございますけれども、さらに議員各位からさまざまなアイデアがございましたら、いろいろな機会に御提案もいただきたいと思いますけれども、今のところは我々が行政的にいろいろな企画をしながら、業界のほうではとりあえずはインテリア産業振興センターが前衛部隊ということで、家具の産業の再興といいますか、発展に向き合っていると、そういう状況であります。

議長（井口嘉生君）

16番。

16番（川野栄美子君）

市長、大変力強い、もう頑張るぞというふうなものをやっぱりおっしゃっていただいたんだろうと思いますけれども、本当にやはり業界も頑張っておりますが、執行部もうちの議会もそうだろうと思いますが、みんなでやっぱり協力し合うところは協力して、連携するとこ

ろは連携しないと、やはりこれは方向性もきちんと見えてこないと思いますし、私は市長がおっしゃったように、家具の地場産業のところではやっぱり日本一というものは今でも続いていますよということをおっしゃっていただいたんですけど、私も全くそのとおりだと思います。

これを機会に、もっと市長がおっしゃったように、例えば食事だったら食べ方とか売り方とか、そういうふうなものを考えて、小さなものからもっといろいろな目を広げてやっていけば、もっともっと本当ここは原石みたいなのがたくさんありますので、新しいものが出て、いい方向にまず市もこれからマイナス点じゃなくて、それをプラスにしていくような方法はあるだろうと思いますし、期待をしているところであります。

それでは、次に移らせていただきます。

教育長の答弁の中に、連携をやっていくというところで課題とか、それから、よさも言っていたいただいたんですけども、学力も上げますよということと言われましたけど、例えば、一番端のほうにあります道海島小学校、あそこは人数が少なくて学力を上げるのには非常に校長先生、今まで苦勞をなさってこられた点もしばしば聞いていました。でも、生徒さんも少しずつふえてくるし、連携をする中で、また道海島は太鼓などを奨励していますが、前から比べますと活発にもなり、活発になると成績も少し、その校長先生から聞いたんですけども、上がってきましたよというふうなものをおっしゃっていただいたんですけども、やはり多くの人と連携することによって、やっぱり学力というふうなものにも力がつくものなんではないでしょうか、ちょっとその付近がよくわかりませんので、よかったらその付近の答弁をお願いいたします。

議長（井口嘉生君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

人とのかわりと学力という面をお尋ねのようですけれども、非常に大きな問題でございまして、具体的に申し上げますと、学力というのは御存じのとおり、2つ内容がありまして、知識理解的な内容と、さらには思考判断していく活用の学力。もっと分けていきますと、本当言いますと学んだ力と、それから学ぼうとする力と、それからもう1つ、3つの要するに力があります。要するに、知識理解というのが1つありまして、もう1つは思考判断していきます力、それから、学習意欲という、この3つが絡まって、そういう学力という言葉を現

在使っております。

今、道海島の小学校の例を申されましたけれども、あそこで今、取り組んでおります事柄は、この間、小学校のPTAの研修会がございまして、すばらしい実践を私、聞かせていただきながら、これは絶対、市の中に広げていかなきゃならない内容と自分では考えました。

といいますのは何かと、生活習慣というのと学習習慣を学校と家庭が連携をしながらやっていこうという、つまり、そういう生活習慣といいますか、そういうものを培っていくことは、子供たちの能力を伸ばすことにつながっていく、それが実績としてでき上がってきているんですね。と申しますのは、子供たちが自分自身、毎日読書をするとか、宿題は決められた時間にするとか、自分で決めた内容について自分で生活習慣をつくり上げてきているんですね。これは非常に並大抵の努力じゃなかったと思います。並大抵でできる内容じゃないと思いますけど、その実績を通しながら、子供たちはみずから自分自身に誇りを持ってきているんですね。そして、僕はできるんだ、自分も頑張ればできるんだ、まさに道徳的な価値がございまして。そういうものを身につけながら、実際に自分の成績を見てみますと、非常に上がってきている。それは子供たちの励みであります。

したがって、学力というのは学んだだけではなくして、それに付随します規範意識といいます、つまりマナーとルールとモラル、この3つが一緒に裏側にあるんじゃないか。したがって、学力、学力と言っていますけれども、後ろのほうの今申し上げましたマナーとルールとモラルが後ろにくっついておれば、なお、これが大きな力となって伸びていくんじゃないか。したがって、多くの方々と接するという意味じゃなくて、今、多分おっしゃったのは、多くのそういうふうなかかわりを持たせていけば、自分自身の徳の力がくっついて伸びるんじゃないかというふうに私はとらえさせていただきます。

続いてでございますけれども、先ほど中学3年生と幼稚園の話をされました。私も一番最初に感じましたのはあの姿でした。それは、市報に載せていただきましたときのきっかけになったところでございます。あの中学3年生と申しますのは御存じのとおり、非常に今、自己、自分自身というのが探求をやっているときで、つまり理想の追求をやる時期なんですね。そういう発達段階で、自分の心の中ではいつも葛藤をやっているわけです。葛藤するとき、例えば、学校であれば自分自身をいかに守るかという葛藤をやっているわけです。ところが、幼稚園の子供たちにすると、その葛藤の場面というのは必要ございません。つまり、自分をフランクにして自我を外れていいわけです。自我の中で子供たちやっていますから、あの笑

顔が出てきますし、あのすばらしい対応ができるんだらうと。つまり、これはまだ私、勉強よくしていませんけれども、2の関係と言われているそうです。2から5まで関係があると言われていきますけれども、その2の関係の中で、2の関係というのはお互いにハッピーになると言われております。つまり、子と父、子と母、つまり幼稚園生が子であれば、お兄さんたちが父になったり、母になったりしているわけですね。したがって、子供たちに対する自分の昔を思い出しているのかもしれませんが。したがって、お母さんにお世話になって、お父さんにお世話になったことを感じ取っているのかもしれませんが。そして自分も、ああ、できるんだと、そうすると幼稚園の子供たちは何てすばらしいお兄ちゃん、お姉ちゃんだろうか、僕のためにこんなにしてくれる、よし、僕もあんなになりたいなというふうな内面化が行われているんじゃないか。そういう姿から、あの顔というのがあらわれたんじゃないか、御指摘のとおりじゃないかと思います。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

16番。

16番（川野栄美子君）

ありがとうございました。道徳教育を詳しく壇上でお話ししていただきましたので、内容は随分わかったんですけども、具体的に何をするかというこの実践ですけども、何かこれをやりたいというものを考えていらっしゃったらお答えをお願いします。

議長（井口嘉生君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

御存じのとおり、お話聞かせていただきながら、アメリカのキャラクターエデュケーションの話だったんじゃないかと思いますけれども、あれは品性教育と言って、日本で言えば道徳教育だと思います、私は感じております。

向こうの1年目、2年目、3年目の価値目標をおっしゃいましたけど、あれと同じように小学校、中学校には価値項目がございます。小学校においては低学年、中学年、高学年違いますけれども、項目が例えばこんなのがあります。低学年においては勤勉、努力、勇気、誠実、明瞭、それから他に対しては礼儀、思いやり、信頼、友情。こういうものをずっと行きますと、3番目の自然を愛護するのは自然愛、それから生命尊重、さらには、今度は集団と

のかかわりになりますと家庭愛とか、愛校心とか、そういうものがたくさん出ていまして、その価値が低、中、高、中学校全部つながっているんですね。

したがって、どれを中心にやるかというのは、その価値項目、全項目について、補充、深化、統合していかなくちゃいけませんので、子供たちにどういうのが不足しているのか、もっとこれ伸ばしたいものは何かとやっぱり子供の理解に立った上として進めていかなくちゃならないと私は思っております。

議長（井口嘉生君）

16番。

16番（川野栄美子君）

ありがとうございました。もっともっと聞きたいんですけども、時間も制限されておりますので、個人的にまた詳しく教育長のところに参っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

市長の答弁、教育長の答弁を聞きながら考えたんですけども、やはり大川インテリア産業をどのように見ていくのか、それから、教育を本当に大人になるまでにどういう教育をしてやっていくのかということは、やはりこれは別々の質問のようですけども、関連、つながって、その道徳教育からインテリア産業、これからのものにつながっていけばと思っているんですけども、その中で、やはりインテリア産業の中も売るものの一つとして言葉をやっぱり研究する必要があるだろうと思います。教育のほうも言葉をやっぱり研究する必要がある、道徳は特にですね。言葉は、いつもやっぱり居場所を探しているんですね。私、行く方向はどこにあるのかという居場所を探しているということでもあります。そういうふうなものをヒントにしていけば、いい方向に行くんじゃないだろうかなと思います。

その中に、これは西日本新聞の中に載っていたんですけど、大川家具と連れ添い45年ということで、ある方が投稿してありましたけども、いいところだけ読ませていただきますと、私の伴侶、大川家具、日本一じゃなくてもよい、暮らしに夢を提供し続けてほしいということで書いてあります。大川家具は何を売っていくのかと言ったら、やはりこの方がおっしゃるように夢を売る家具ではないだろうかなと思います。

これから、道徳教育も推進していきますし、大川の教育水準も上がっていくだろうと思います。上がっていくとともに、人間的なこの幅を持って、それから広い意味で見る人材も育っていくだろうと思います。将来を大変期待をいたしまして、一般質問を終わりたいと思

ます。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻を15時20分といたしますので、よろしくお願いいたします。

午後3時7分 休憩

午後3時20分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、4番吉川一寿君。

4番（吉川一寿君）（登壇）

皆さん、お疲れさまです。議席番号4番、吉川一寿でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

早いもので私も市議会議員となって1年半を過ぎました。この間、地方行政を学び、政治にかかわりを持つ議員の一人として、政治の奥深さを知るたびに、今の私に何ができるか、不安の毎日であります。植木市長におかれましては、大川再生を柱に多くの市民の支持を受け、大川市のかじ取り役として日夜頑張っておられることに心より感謝とお礼を申し上げます。

さて、私は昨年の12月議会に、この場におきまして質問をさせていただきました。この1年間、いろんな人たちと接し、市民の皆さんの声を聞かせていただき、大川市の実情が少しはわかってきたつもりであります。はっきり言えることは、市民生活についてであり、その状況は年を追って悪化の道をたどっているように思います。

これまで大川市民の雇用と安定を守ってきたのは何といたっても木工産業であり、多くの市民がかかわりを持ってまいりました。農家の余剰労働力を初め、大川市に隣接する多くの方々の雇用を生んでまいりました。しかし、現在の木工産業の現状は、皆さん御存じのとおり、大変苦しい状況に置かれたままになっております。私は、国政についてはよくわかりませんが、毎日、ニュース、新聞等で見せていただいております。一言で言って地方行政とは随分かけ離れたところにあるものだと思えてなりません。

きょうは植木市長に幾つかのお伺いをいたしたいと思います。木工産業、農漁業産業についての現状と今後の対策について、お聞きしてみたいと思います。

私も木工産業にかかわっておりましたが、以前に増して大変なようであります。世界的、全国的構造不況とはいえ、我々政治にかかわりを持つ者として何かをすることはしないのか、財政厳しい中ではありますが、限りを尽くして手助けできないのか。聞くところによりますと、木工関連企業の手形は割り引きが厳しい、ほかの企業に支払いに充ててもなかなか受け取ってもらえないなどなどの話ばかりであります。

ある人は不況、不況と余り言うなと言われますが、私は大川市の基幹産業であるこの業界を何とかしなくてはならないという思いが日増しに強くなってまいりました。家具の産地大川、日本一の家具のまちを取り戻さなくてはならないと思っております。大川再生は、木工産業の立て直しなくしてはあり得ないと思っております。

植木市長に今後の木工産業への取り組みについてお伺いをしたいと思います。わかりやすくお話しください。これまで木工産業に携わってこられ、業界に身を置き、一生懸命働いてこられ、職人と言われた多くの方々が高齢になられ、その老後に不安を持たれ、嘆き悲しまれております。ぜひ実のある思いをお聞かせ願いたいと思っております。

また、農業に携わっておられる方々にも、この木工産業は大いに関係してきたものだと思います。木工産業は農家の余剰労働力をもって栄えてまいりました。私の集落におきましても、多くの農家より木工所等に勤められておりましたが、小規模下請も随分前から廃業されております。大川の木工産業は、農家の方々の労働力に支えられてきたと言っても過言ではないと思っております。あわせて農業行政の現状とその対策と今後の取り組みについてお伺いをいたしたいと思っております。

ほか漁業の現状と取り組みについてお伺いをいたします。

産業の育成なくしては地方行政の安定もあり得ないと思っております。私も大川再生を願う一市民といたしまして、市長の名案を期待いたしております。

これにて壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

吉川議員の御質問にお答えをいたします。

本市の基幹産業であります家具生産額は、平成3年のピーク時に比べ約3分の1にまで減少しており、その要因としましては、近年の消費者ニーズの変化や価値観の多様化、そして

中国、ベトナム、アジア諸国の輸入家具の急増、建築基準法の改正による住宅着工件数の減少などが上げられます。産地の浮揚対策は喫緊の課題であり、市では県とともにインテリア産業の再生を目指し、平成16年度から続く産・学・官連携による人材の育成、新ブランド開発、国内外の販路開拓を柱とする大川インテリア産業リバイバルプランを展開いたしております。現在、世界規模での景気減速と家具・インテリア市場の構造的な問題に直面する中、市といたしましても、これまで取り組んできたリバイバルプランの事業効果を検証の上で、インテリア産業再生に向けた戦略を推進してまいります。

次に、農業の将来の展望についてお答えいたします。

農業は、食料の安定供給はもとより、国土の自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承といった多面的な機能を有しており、私たちの毎日の生活に欠かすことのできない役割を担っている重要な産業であります。しかし、農業を取り巻く状況は農業者の高齢化や減少、産地間競争の激化、輸入農産物の増加による価格の低迷、さらには食の安全と消費者の信頼の確保がより求められる厳しい状況にあります。

このような中、本市農業をさらに振興発展させるため、次の3本の柱を構築する必要があると考えております。

まず1つ目は、米、麦、大豆等の土地利用型の農業については、経営体質の強化を図るため、農地の面的集積、担い手の育成確保など、営農環境の整備施策をさらに進めていきます。

次に、イチゴ、花卉、アスパラ等の施設園芸については、「あまおう」などブランド作物の品質管理の徹底を図るとともに、あまおう酢、リキュールなど新規加工農産物の開発、いわゆる1.5次産業の取り組みを推進いたします。さらに観光など他産業との連携交流により、魅力ある農業ビジネスの展開が図られるよう努力してまいります。

3つ目に、食の安全・安心に関する取り組みの推進であります。いわゆる毒入りギョーザや冷凍インゲン事件などで見られますように、外国産の食に対する国民・消費者の不信が高まり、食の安全確保が大きな課題となっております。その意味において、国内農産物の評価がますます高まっている状況であり、これをいわば追い風として、本市といたしましても、関係者一体となって農業振興に取り組んでいきたいと考えております。

次に水産業についてであります。水産業の現状もやはり厳しいものがあります。この要因は、水産資源の状況の悪化、水産物価格の低迷、就業者の高齢化や減少等と分析いたしております。これらの対策として、生産環境の整備と保全、資源の回復と管理の強化、ノリの

協業化等の施策を進めております。自然から生活の糧を得る水産業は、有明海再生が最も重要ではないかと認識をし、この有明海再生により水産業の方々が誇りとやりがいを持てる活力ある産業になることを目指したいと考えております。このためには、国、県への要請活動を初め、関係機関・地域と一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

4番。

4番（吉川一寿君）

御答弁ありがとうございました。

質問をさせていただきます。木工業、家具販売業を含む倒産の状況、件数、負債額等の資料がありましたらお願いします。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（志岐良行君）

まず、直近の分で御答弁申し上げます。

平成20年の倒産件数でございますが、8件でございます。負債額は397,000千円でございます。

議長（井口嘉生君）

4番。

4番（吉川一寿君）

大変厳しい状況のようではありますが、この不況に対する対策をどう考えておられるか、お聞かせをください。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（志岐良行君）

先ほどの倒産件数の答弁で、ちょっと私、けたを間違えておりましたので、3,974,000千円でございます。申しわけございませんでした。

まことに申しわけありませんが、ちょっとこのけたの分で目を移しておりましたので、いま一度、申しわけありません、質問のほうをよろしくお願いします。申しわけありません。

議長（井口嘉生君）

4番。

4番（吉川一寿君）

大変厳しい状況にあるようでありますが、この不況に対して対策をどう考えておられるか、お聞かせください。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（志岐良行君）

構造的な不況に対する対策でございますが、実は御承知のとおり今年10月末から金融支援のセーフティーネットの対策に、国、県の対策が講じられたところでございます。現在、市においてもセーフティーネットの認定申請の受付をずっとやっておりますが、大変やはり金融環境の厳しさとともに認定申請の件数も現在100件を超す申請件数でございます。市としては、現在でも中小企業の小口事業資金等に利子補給、信用保証料の補てんなどを行っておりますが、今回、新たに金融支援策として利子補給の制度を提案いたしたいと思っております。

議長（井口嘉生君）

4番。

4番（吉川一寿君）

行政の限界もやはりなかなか難しいと思いますが、業界の底上げになるような施策をお願いしたいと思います。

次に、東京の展示場S A J I K Aは現在どうなっておるのか、お知らせください。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（志岐良行君）

ジャパンプランドの事業として展開しておりますS A J I K Aでございますが、東京に展示場を、三鷹のほうに当初展示場、アンテナショップを展開しておりました。その後、目黒に移設いたしまして、現在、目黒のほうも閉店いたしております。ですから現時点ではS A J I K Aのショップというのは展開していないという状況でございます。

議長（井口嘉生君）

4 番。

4 番（吉川一寿君）

それでは、今後どのようにされようと思われているのか、お聞かせください。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（志岐良行君）

いつも課題としてそれぞれの業界からも御指摘を受けていることですが、どこに行ったら S A J I K A の商品が買えるのかというようなショップをつくるべきではないかというのが一番大きな課題として、私どもも認識しているところでございます。また S A J I K A を構成している 8 つの企業が S A J I K A の現在のメンバーでございますが、その方々も一番認識されているところでございます。それで、現時点では S A J I K A の商品はそれぞれの 8 社の店舗の中で、全体の構成を見せるというわけにはいきませんが、それぞれ自社のスペースの中で商品を出してあるというようなところではございます。

議長（井口嘉生君）

4 番。

4 番（吉川一寿君）

それでは、次の質問に移ります。

農業のほうで、きょう午前中に山田議員の質問の中にもありましたが、集落営農は幾つぐらゐの団体が組織されているのか、教えてください。

議長（井口嘉生君）

農業水産課長。

農業水産課長（木下修二君）

お尋ねの営農組合の状況でございますが、23と1法人でございます。

議長（井口嘉生君）

4 番。

4 番（吉川一寿君）

農家の皆さんは集落営農の法人化には不安を感じておられるような感じではございますが、市としてはどのようにやっていこうと思われているのか、お知らせください。

議長（井口嘉生君）

農業水産課長。

農業水産課長（木下修二君）

営農組合の今後の方針ということでございます。これは国家的な政策の中で全国的に展開されておるわけでございますが、議員おっしゃるようにその法人化、あるいはその営農組合、これをいま一度どんなふうにするかというのが、今、全国的に課題というふうになっておるという状況でございますが、本市ももちろんそういった課題を抱えておりまして、営農組合のよさ、それからメリット、デメリット、個人の場合といろいろあるわけでございますけれども、現況といたしましては、やはり組織の安定強化、これがやっぱり一番の問題でございます。そのためには人材の育成、それと効率的な運営をどうすべきか、いわゆる平たく申しますと、入りの部分をどう多くして出の分をどう小さくするか、こういったことを創意工夫しながら安定基盤を確立するというところでございます。従いまして、管内の問題としてもとらえておりまして、その育成ビジョン、こういったものを作成し、それぞれの組織強化に向けて研究会、検討会を開催しておるという状況でございます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

4番。

4番（吉川一寿君）

農家の不安を感じないような施策をお願いしたいと思います。

次に、稲作以外の農産物のイチゴ、イグサ、アスパラ等のここ10年間前の比較はどうなっているか、教えてください。

議長（井口嘉生君）

農業水産課長。

農業水産課長（木下修二君）

農産物の傾向といたしますが、これをちょっと申し上げたいと思います。

随分御指摘のように農家率というのが、現在、たしか一番新しい数字で8.7%の数字が出たと思っておりますが、かなりその数字が農家の従事者というのが減少傾向にあります。生産物の個別の傾向を申し上げますと、非常に激減の傾向にあるといたしまししょうか、特に午前中、山田議員の御質問でありましたイグサ、それから畜産、米、こういったものは品目別で申しますと激減しておると。横ばいが雑穀類、花卉。それと増加、明るい傾向にあるのがイ

チゴとそれから麦、こういったものが大川市の特徴と言えるというふうに思っております。

以上です。

議長（井口嘉生君）

4番。

4番（吉川一寿君）

いずれにしても農家の生活が楽になるような、そして後継者が育つような施策をお願いし、今後も農業行政についてはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。有明海の現状をどういうふうに認識をされているか、また諫早干拓の水門の開閉についてどのような見解をお持ちか、市長、お尋ねいたします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

有明海の漁場環境ということで言いますと、やはり劣化の傾向が続いているというふうに思わざるを得ない節があります。それは赤潮の発生がやはり春先までかなり長引いて、そして水中の中の窒素をいわば奪い取るために、ノリの色落ち、それが生じているということがあります。海況の変化の主たる要因は多分底質の粒度、泥の粒が以前に比べてかなり小さくなっているんじゃないかというふうに思います。そのことによって、いわゆるその典型的な例でいいますと、タイラギと申しますか、二枚貝の生息環境が劣化し、その二枚貝の減少が植物プランクトンの増殖を抑え切れなくなっていると、そういう構造ではないかというふうに思っております。

諫早につきましては、国のほうであのような格好で一定の決着と申しますか、方向性が出ておりますので、それを見守っていきたいというふうに思います。

議長（井口嘉生君）

4番。

4番（吉川一寿君）

企業に携わっておられる方々が面々の車にステッカーを張っておりますように、有明海は恵みの里であります。我々にとっても宝の海であります。諫早干拓の問題も長い間続いておりますが、私どもも思いは同じであります。有明海はみんなの宝で、今後もみんなで大切に

していきたいものです。

次に、最後の質問をさせていただきます。

このところガソリンの値段は下がってきておりますが、軽油につきましては、まだ下がっておらないために漁業者の皆さんの負担となっております。これをどのように考えられるか、お願いします。

議長（井口嘉生君）

農業水産課長。

農業水産課長（木下修二君）

燃油高騰に関しての御質問でございますが、これも議員今おっしゃいましたように、ここ数日といたしますか、非常に価格がかなり以前と近まってきたと、こういうような状況でございますが、一応、国庫補助事業等でやっておりますし、今回また補正もお願いしておりますが、市の場合は、一応お金をお借りになる場合の利子補給、これをするように今回補正をお願いしております。一般的には、これは農のほうも漁業のほうも一緒でございますけれども、以前の価格と今回の価格と比較しまして、以前の使用よりオーバーした分で、なおかつ使用に関しまして節減をするというのが条件で、そういったことで一定、そのやり方をクリアすれば助成の対象になるというふうな公式でございます。漁業の場合、燃油の場合はどうしても遠洋漁業がそれに該当するケースが多いわけでございますけれども、本市の場合は先ほど申し上げましたような対応を考えておるといような状況でございます。

議長（井口嘉生君）

4番。

4番（吉川一寿君）

御答弁、本当にありがとうございました。市長の大川再生への思いがしっかりとあらわれておりまして、私も市長同様、市民生活の安定を心より願っております。市長の御答弁の中にもありましたとおり、確かに行政にできることと行政には限界がある部分は十分に理解をいたしております。確かに産業なくしては市民生活の安定は望めないと思います。どうぞ今後とも大川市民が安心して生活できるよう頑張っていただくことはもちろんですが、市長として力強いリーダーであり続けていただきたいと願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

以上で本日の一般質問を終わります。

次に、この際お諮りいたします。本日、市長から議案第67号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について外2件の議案の送付がなされ、これを受理いたしましたので、この際御報告申し上げますとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第67号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について外2件を一括議題といたします。案件を局長に朗読いたさせます。局長。

議会事務局長（岡 啓介君）

朗読いたします。

追加議案書の1ページをお開き願います。

議案第67号

大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成20年12月4日

大川市長 植 木 光 治

以下の議案につきましては、提出年月日、提出者とも同じでございますので、これを省略し、件名のみを朗読させていただきます。

議案第68号 平成20年度大川市一般会計補正予算

議案第69号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

次に、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

市長（植木光治君）（登壇）

それでは、提案理由を申し上げます。

本日ここに追加提案をいたしました議案は3件であります、その内訳は条例議案1件、予算議案2件であります。

まず、議案第67号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は産科医療補償制度の開始にあわせ、現行の出産育児一時金に上限30千円の加算を可能とすること及び退職医療制度の改正に伴い、国保運営協議会委員に被用者保険等を代表する委員を選任する基準に満たなくなったため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号 平成20年度大川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正をお願いするものでありまして、まず歳出予算の補正からその概要を御説明申し上げます。

民生費につきましては、さきの議案第67号に伴うもの等の国民健康保険事業特別会計繰出金806千円を計上いたしております。

商工費につきましては、国、県の緊急経済対策に伴い、本市の中小企業対策としての中小企業緊急金融支援利子補給金11,250千円を計上いたしております。

土木費につきましては、郷原一木線整備の事業促進を図るための経費67,010千円を計上いたしております。

以上によりまして、今回の補正総額は79,066千円となったところでありますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、繰越金及び市債をもって充当した次第であります。

次に、地方債の補正につきましては、道路橋梁整備事業の増額に伴い、地方債の変更をお願いいたしております。

次に、議案第69号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正をお願いするものでありまして、さきに御説明いたしました議案第67号に関連し、出産育児一時金の上限額の改正に伴うもの等について補正しようとするものであり、これが財源といたしましては歳出に見合う国庫支出金及び繰入金をもって充当した次第であります。

以上、追加提案をいたしました議案の概要について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、この際申し上げます。ただいま議題としております議案第67号から議案第69号までの3件に対する質疑を希望される方は、明日の一般質問終了前までに御通告いただきますようお願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

なお、次の本会議は明日午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時58分 散会